

門真市教育振興基本計画

【案】

門真市

はじめに

[illegible]

門真市長 宮本 一孝

INDEX

第1章 計画の策定にあたって

- 1 策定の趣旨 1
- 2 計画の位置づけ 2
- 3 計画期間 3
- 4 策定体制 4

第2章 門真市の教育を取り巻く状況

- 1 社会全体における教育を取り巻く課題 .. 5
- 2 国の動向 8
- 3 府の動向 8
- 4 門真市の取組 9
- 5 門真市の状況 10

第3章 門真市の教育がめざす基本的な方向性

- 1 これまでの議論の経過 28
- 2 計画の基本理念 30
- 3 施策体系 31

第4章 今後5年間に取り組む施策

- めざす教育や3つのつながりを創るために
施策全体として取り組む事項..... 32
- 基本施策1 確かな学力の育成..... 35
- 基本施策2 学びを支える環境づくり... 56

第5章 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進体制..... 67
- 2 計画の進行管理..... 67

資料編

- 1 用語解説..... *

第1章

計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

門真市教育委員会では、子どもたちや教育を取り巻く環境の変動に対応した教育を総合的・計画的に推進していくため、教育基本法第17条第2項に基づく本市における教育振興のための基本的な計画として、令和3（2021）年度からの5年間を計画期間とする「門真市教育振興基本計画2021」を策定し、様々な教育施策を実施してきました。

近年の社会状況や教育を取り巻く環境は日々変化しています。

経済のグローバル化による国際競争の激化やAI・ロボットなど先端技術の進展、気候変動、エネルギー問題といった我が国を取り巻く環境は大きな変革期にあり、経済発展と社会的課題の解決に向け、イノベーションの創出など新たな価値の創造が求められています。

また、急激な人口減少と少子化に伴う児童生徒数の急激な減少、ネットワーク社会及びグローバル化などは、教育活動にも大きな影響を及ぼすとともに、学校教育における諸課題は多様化・複雑化が進んでおり、迅速かつ的確な対応と取組が必要となっています。

このような中、国においては令和5年6月に第4期教育振興基本計画が閣議決定され、予測困難な時代においても持続可能な社会の創り手を育成することや身体的・精神的・社会的に良好であり、全体としての幸福が持続している状態である「ウェルビーイング（Well-being）」を向上していくという方針が明記されました。

本市においても、このような社会全体が変化することに伴って生じた、新たな教育な視点や教育課題について対応を図るため、国及び大阪府の教育振興基本計画に定められた基本的な方向性を踏まえながら、門真市教育振興基本計画の見直しを行います。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく本市における「地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画」として策定します。

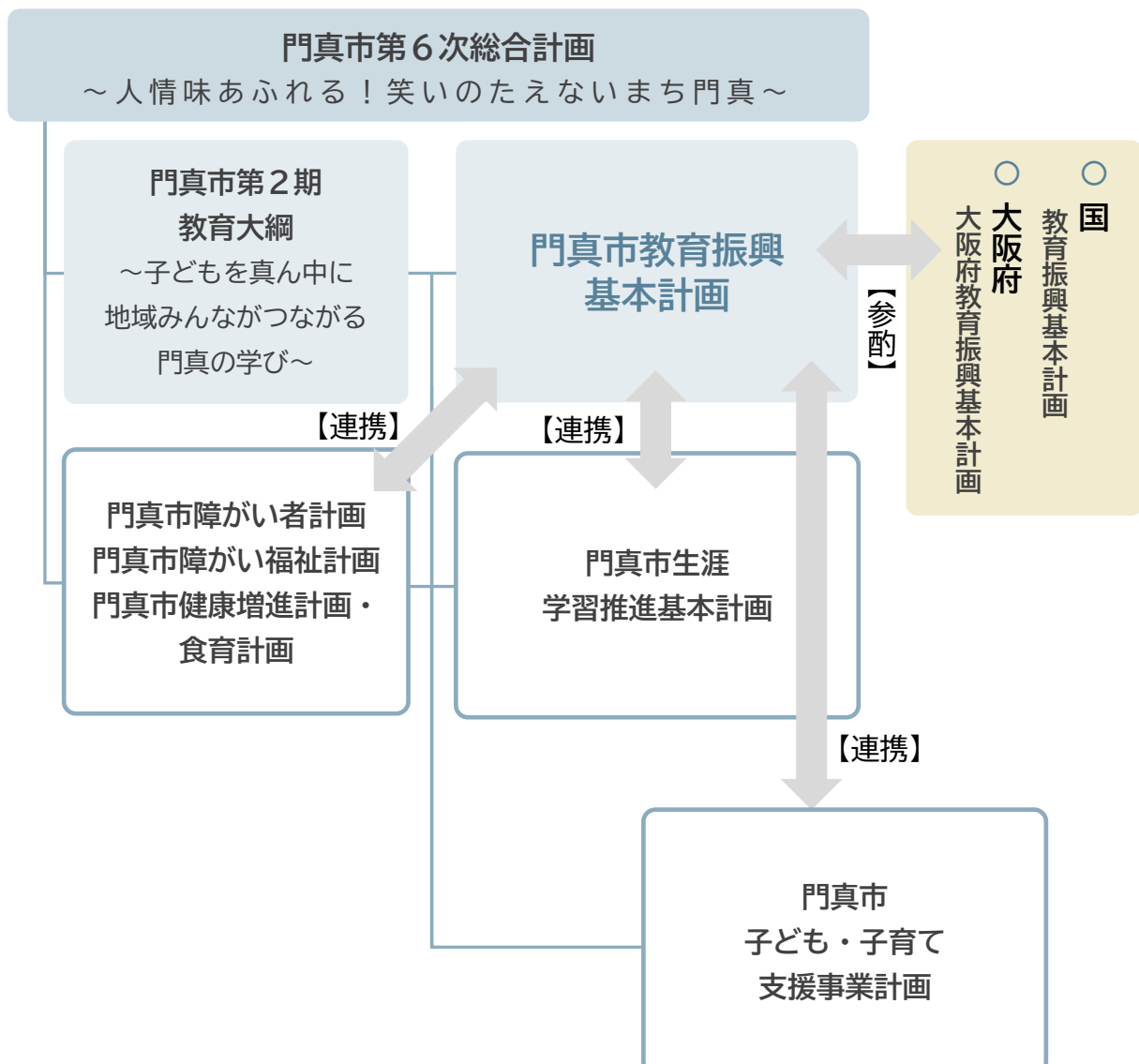
【参照】 教育基本法第17条

(教育振興基本計画)

1 略

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない

(2) 関連計画との関係



3 計画期間

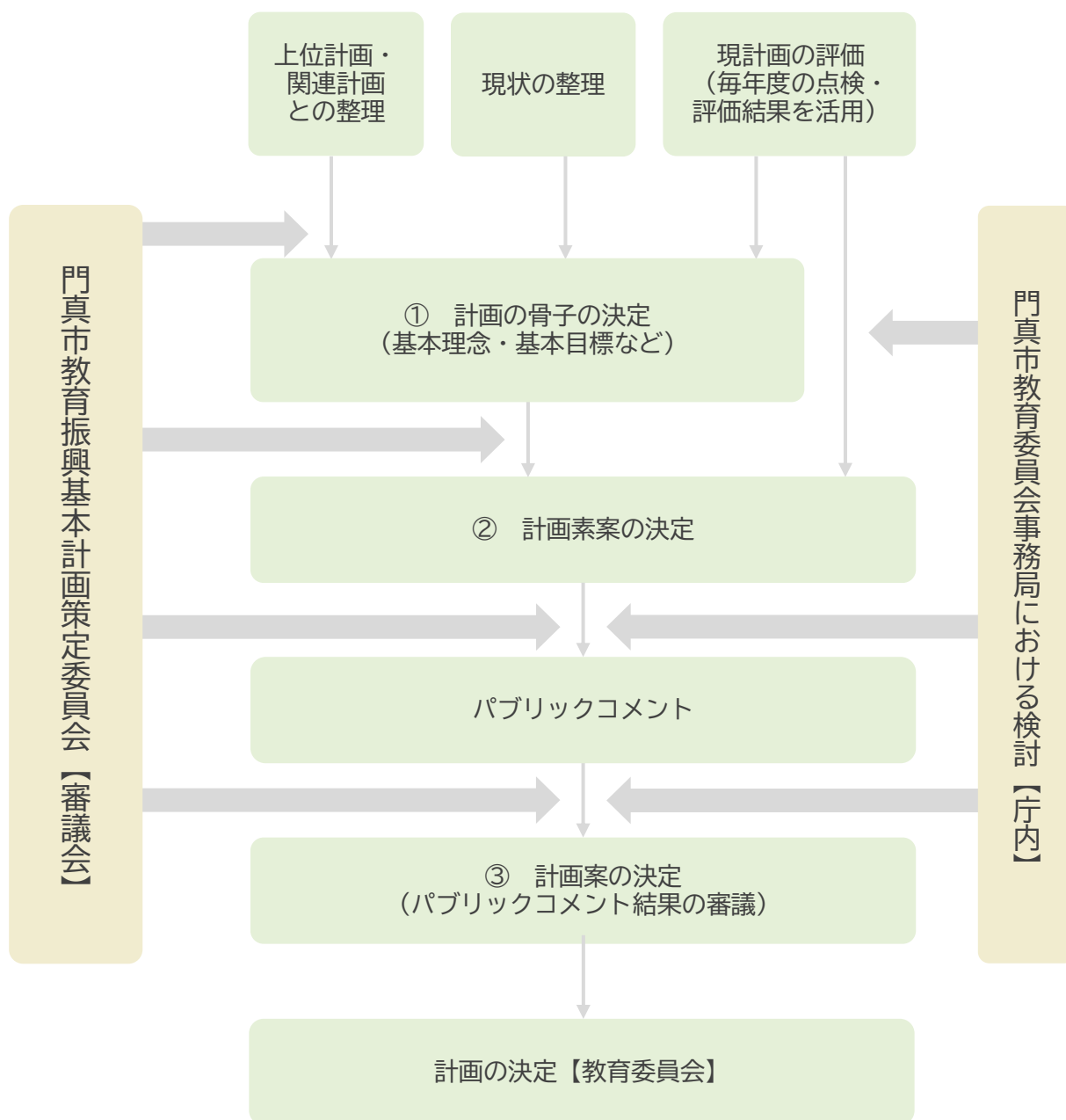
計画期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化など、教育を取り巻く状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても必要な見直しを行うものとしています。

年度 本市の 関連計画	期間（年度）									
	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030	令和13 2031	令和14 2032	令和15 2033	令和16 2034
第6次総合計画										
第2期教育大綱										
子ども・子育て 支援事業計画										
障がい者計画										
障がい福祉 計画										
健康増進計画・ 食育推進計画										
教育振興 （基本計画）										

※門真市生涯学習推進基本計画については令和5年度をもって計画満了であるが、当初の計画期間から当面の間延長しています。

4 策定体制

計画期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化など、教育を取り巻く状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても必要な見直しを行うものとします。



第2章

門真市の教育を取り巻く状況

1 社会全体における教育を取り巻く課題

(1) 「VUCA（ブーカ）」の時代

「VUCA」とは、現代社会や経済、組織の環境を表す言葉で、今の時代は、「Volatility（変動性）」、「Uncertainty（不確実性）」、「Complexity（複雑性）」、「Ambiguity（曖昧性）」という特徴の頭文字をとって「VUCAの時代」と呼ばれています。

国際情勢の不安定さや少子高齢化などにより、将来の予測が困難なVUCAの環境下では、未知の課題に直面した際に、主体的に問題を発見し、多角的に情報を分析し、解決策を導き出す力を養うことも重要となります。

加えて、従来の計画的なアプローチだけでなく、偶発的な状況にも対処できるレジリエンス（強靱性）や変革を受け入れる対応力が必要とされています。

(2) 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、社会全体のデジタルトランスフォーメーションが加速しました。小・中学校においてもGIGAスクール構想による1人1台端末が整備され、学校のICT環境は飛躍的に進展しました。

このことは教育現場に大きな変革をもたらし、学びのツールや情報活用能力育成のみならず、校務のデジタル化、教育データの標準化・利活用やビッグデータを利用した学習状況の分析など、新たな教育方法の普及に寄与しています。今後教育の分野において、ICTの活用が、特別なことではなく日常のものとなり、デジタル化をさらに推進していくことが不可欠となっています。

一方で、このような取組は、データの適正な取扱いやセキュリティ対策も必要になります。また、地域や学校間における格差や、新技術への対応力の向上も課題となっています。

(3) ウェルビーイング (Well-being) への関心の高まり

「ウェルビーイング (Well-being)」は、精神、社会、経済、環境などさまざまな側面が調和していることで、個人と社会がともに充実し、幸福な生活を実現することをめざす理念です。個人の健康や幸福、そして社会全体の持続可能な発展を促進するため、多角的かつ統合的な取組を重視する現代の考え方として認識されています。

誰一人取り残されず、ウェルビーイングを向上するためには、日常の教育活動において、相互に多様性を認め、他者のウェルビーイングを思いやることができる学びを取り入れていくことが求められています。また、子どもたちのウェルビーイングの向上には、教職員のウェルビーイングも重要です。学校が教職員のウェルビーイングの向上につながる場所となることも大切です。

(4) 急速に加速するグローバル化

環境問題やエネルギー問題、感染症、紛争など多くの地球規模の課題が生じています。このような課題を主体的に認識し、国境を越えたグローバルな視点で課題解決に貢献できる人材の育成が必要となっています。

グローバルな人材の育成には異なる文化や価値観の理解と尊重が重要です。そのためには、日本人の海外留学や外国人留学生の受け入れの促進、多文化共生に関する交流活動の推進など、日々の学習の中で国際感覚を育む機会を増やし、グローバルに活躍できる人材を育てる環境整備が求められています。

(5) 共生社会の実現に向けて

近年、いじめや不登校件数、自殺者数の増加、加えて、家庭環境における経済的困難や児童虐待、ヤングケアラーなど、子どもを取り巻く課題は多様化・複雑化しています。

また、社会の多様化が進む中、障がいの有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などにかかわらず、相互に多様性を認め、誰一人取り残されることなく、誰もが豊かな人生を送ることができる共生社会の実現に向けた教育の推進が求められています。

(6) 地域コミュニティや家庭環境の多様化

現代社会では、少子高齢化や人口減少、地方の過疎化が進み、地域コミュニティや家庭環境の多様化が進んでいます。また、共働き世帯の増加やひとり親世帯の増加、核家族化、加えて地域とのつながりの希薄化などにより、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。多様な状況に応じたサポートや連携を図ることがこれまで以上に求められており、すべての子どもが安心して育ち、学べる社会の実現が重要となっています。

(7) SDGsとESDの推進

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、いかなる人も取り残すことなく、環境・社会・経済が持続可能なより良い社会の実現をめざす、国際的に共有される目標です。

また、ESD（Education for Sustainable Development：持続可能な開発のための教育）は、国連第74回総会において、SDGsの17全目標の実現に寄与する取組であることが確認されました。ESDは社会や経済の課題にも焦点を当て、持続可能な未来を築くための問題解決能力の育成、クリティカルシンキング、協働による学びが重要視され、個々の意識改革を促すことを目的としています。

このように、ESDはSDGsを実現するための教育的アプローチとして、今後も推進していくことが重要とされています。

(8) 特別な配慮を要する子どもの状況に適したサポート

近年、子どもたちを取り巻く社会環境の多様化により、特別な配慮が必要な子どもへの支援が一層重要となっています。外国にルーツのある子ども、不登校や経済的困難を抱える家庭の子どもなど、その背景やニーズはさまざまです。また、令和5年に施行された「こども基本法」では、すべての子どもが自分らしく幸せに成長できる社会の実現が掲げられています。こうした状況を踏まえ、学校、家庭、地域社会が連携し、一人ひとりが大切にされる場の実現が求められています。

(9) インクルーシブ教育の推進

近年、国連の「障害者権利条約」の批准や「障害者差別解消法」等の国内法の整備により、障がいのある子どもを含むすべての子どもたちが、ともに学び、ともに育つ「インクルーシブ教育」の考え方が広がっています。これは、個々の多様なニーズを尊重し、それぞれの子どもが持つ可能性を最大限に引き出すことを目的としています。

学校教育においては、「障害者権利条約」に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を実現するため、子ども一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、小・中学校等における通常の学級、通級による指導、支援学級や支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意することが必要とされています。

2 国の動向

第4期教育振興基本計画が令和5（2023）年6月に閣議決定され、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つのコンセプトが掲げられました。

ウェルビーイングに関しては、自己肯定感や自己実現といった獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素を調和的・一体的に育むことで、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングを教育を通じて向上させることが重要であると示されました。また、子どものウェルビーイングを高めるためには、教師をはじめとする学校全体のウェルビーイングも重要であることが示されました。

加えて、一人ひとりのウェルビーイングの向上を実現するためには、将来にわたってこの社会を持続的に発展させていく必要があります。そのためには多様な他者と協力しながら、社会の創り手として貢献できる人材育成の必要性も述べられました。

3 府の動向

大阪府においては、令和5（2023）年3月に第2次大阪府教育振興基本計画が策定されました。

この中で、時代を超えて子どもたちが大阪の良さを継承し、将来を生き抜く力を身につけられるよう、大阪の教育が育む人物像として、「人生を自ら切り拓いていく人」・「認め合い、尊重し協働していく人」・「世界や地域とつながり社会に貢献していく人」の3つが掲げられました。

このような人物像を育成するにあたり、幼稚園等から高校までの子どもたちへの教育内容に関する3つの基本方針と様々な主体・要素ごとに定める4つの基本方針が設定され、基本方針に基づく多彩で柔軟な特色、魅力ある教育を提供できる施策等が明示されています。

4 門真市の取組

(1) 門真市教育振興基本計画の推進

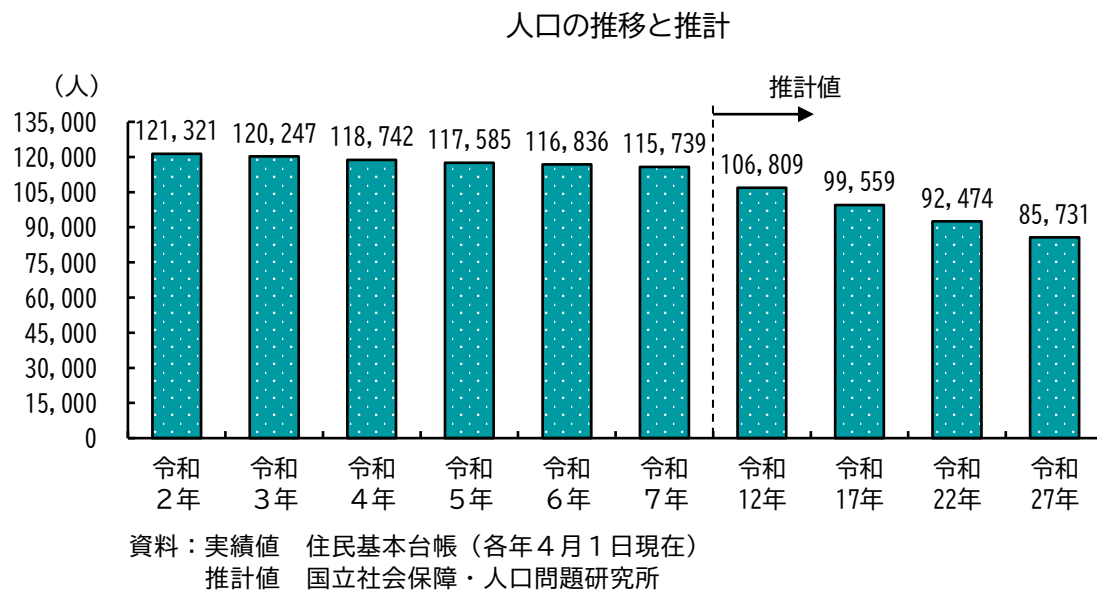
門真市教育委員会においては、令和3（2021）年2月に「門真市教育振興基本計画2021」を策定し、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度を計画期間として様々な取組を進めてきました。

施策の方向	5年間（令和3年度から令和7年度）の取組
【施策の方向1】 確かな学力の育成	・「市主催先進校視察」の実施 ・「門真市版授業づくりベーシック」の推進 ・「教育フォーラム」の実施 ・軽井沢風越学園との連携 ・「小中一貫教育推進プラン」の策定
【施策の方向2】 すべての子どもへの学習の支援	・不登校対策学生フレンド派遣 ・教育支援ルーム「かがやき」の開室時間の増加 ・就学相談説明会及び個別相談会を開始 ・通級指導教室の全校配置 ・新型コロナウイルス感染症対策の徹底
【施策の方向3】 豊かでたくましい人間性の育み	・「門真市キャリア教育指針」の策定 ・自立支援通訳の配置 ・「日本語指導が必要な児童生徒の指導・支援ハンドブック」を作成 ・市立図書館と連携した絵本のひろばの開催
【施策の方向4】 健やかな体を育てる教育の推進	・学校給食費の無償化・公会計化 ・大阪府ネット対応アドバイザー等による講演を全校実施 ・「食に関する指導全体計画」を全校作成
【施策の方向5】 教職員の子どもとの関わりの充実	・門真市ハラスメント防止指針の改定 ・不祥事防止研修についてケーススタディ方式に改善 ・管理職研修の実施
【施策の方向6】 学校の組織力向上と開かれた学校づくり	・学校運営協議会の全校設置 ・学校サポートスタッフの全校配置 ・部活動指導員の配置・部活動地域移行の推進 ・校務支援システム他、校務DX支援ツールの導入
【施策の方向7】 安全・安心・快適な学びの場づくり	・カウンセラー、SSWの拡充 ・スクールアドバイザーによる教育相談 ・教室等空調設備の一斉更新 ・子ども見守りサービス「otta」の導入

5 門真市の状況

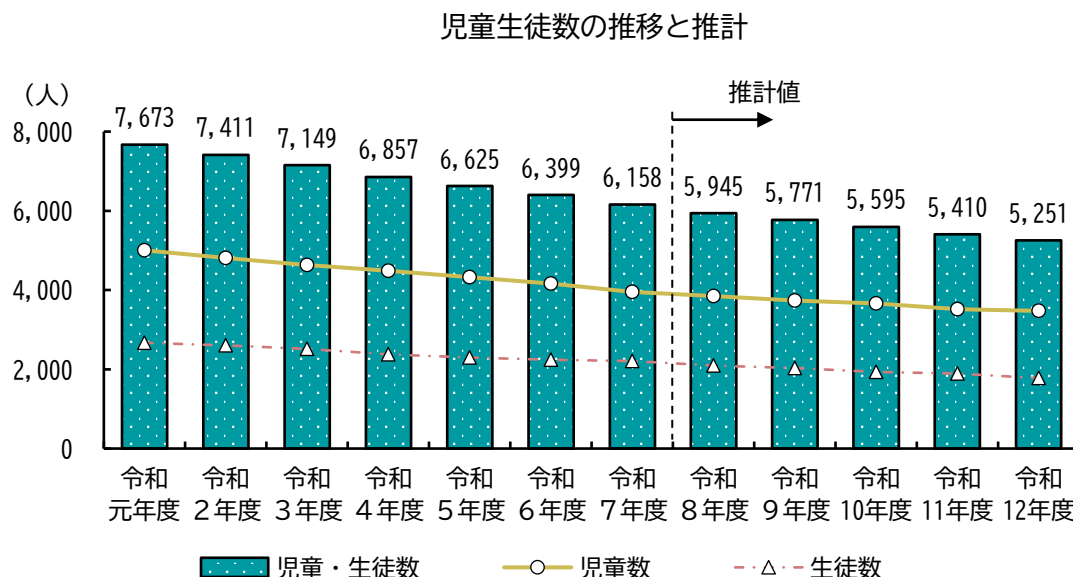
(1) 人口の推移と将来推計

人口は毎年減少しており、今後についても人口減が見込まれています。令和12(2030)年には106,809人となり、令和27(2045)年には85,731人となることが予想されています。



(2) 児童生徒数の推移と将来推計

児童生徒数の推移については、人口の推移同様、年々減少していく傾向となっており、令和12(2030)年度には、5,251人となることが見込まれています。

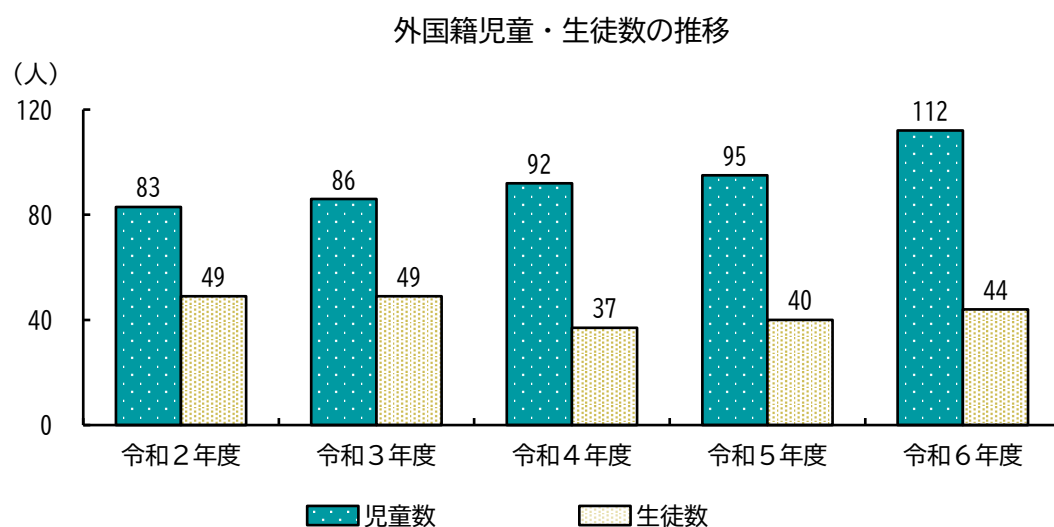


資料：実績値 門真市統計書（各年5月1日現在）

推計値 門真市教育委員会資料

(3) 外国籍児童・生徒数の推移

外国籍児童・生徒数については、近年、増加傾向となっており、令和6年度には、児童数112人、生徒数44人となっています。



資料：門真市教育委員会資料

(4) 学級数の推移

【小学校】

小学校では、児童数の減少に伴い、学級数も減少傾向にあります。支援学級については、年度ごとに増減が見られ、変化の傾向は見られません。

学級数の推移

単位：学級、人

	学級数【学級】 () 内支援学級	教員数【人】	児童数【人】
令和2年度	228 (68)	380	4,808
令和3年度	223 (69)	333	4,633
令和4年度	225 (72)	345	4,483
令和5年度	213 (63)	342	4,329
令和6年度	215 (68)	350	4,162
令和7年度	206 (67)	352	3,953

資料：門真市統計書（各年5月1日現在）

【令和7年5月1日現在】

単位：学級

学級数 (通常 学級)	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
	大和田			上野口	古川橋	門真	二島		水桜				門真 みらい
	北巢本						四宮						
	五月田						沖						
							速見						
							東						

【令和12年5月1日現在（推計値）】

単位：学級

学級数 (通常 学級)	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
	五月田	上野口	古川橋	大和田	沖	門真	(統合) 四宮・ 北巢本	速見	水桜 (前期)				門真 みらい
						二島	東						

資料：門真市教育委員会資料

【中学校】

中学校では、生徒数の減少に伴い、学級数も減少傾向にあります。支援学級については、年度ごとに増減が見られ、変化の傾向は見られません。

また、学校ごとの学級数を見ると、令和12（2030）年度にはすべての中学校において6～9学級となることが予想されます。

学級数の推移

単位：学級、人

	学級数【学級】 () 内支援学級	教員数【人】	児童数【人】
令和2年度	98 (29)	203	2,603
令和3年度	98 (29)	201	2,516
令和4年度	97 (29)	205	2,374
令和5年度	92 (26)	203	2,296
令和6年度	89 (24)	203	2,237
令和7年度	92 (26)	207	2,205

資料：門真市統計書（各年5月1日現在）

【令和7年5月1日現在】

単位：学級

学級数 (通常 学級)	6	7	8	9	10	11	12
				第七	第四	第三	第二
							第五
							門真 はすはな

【令和12年5月1日現在（推計値）】

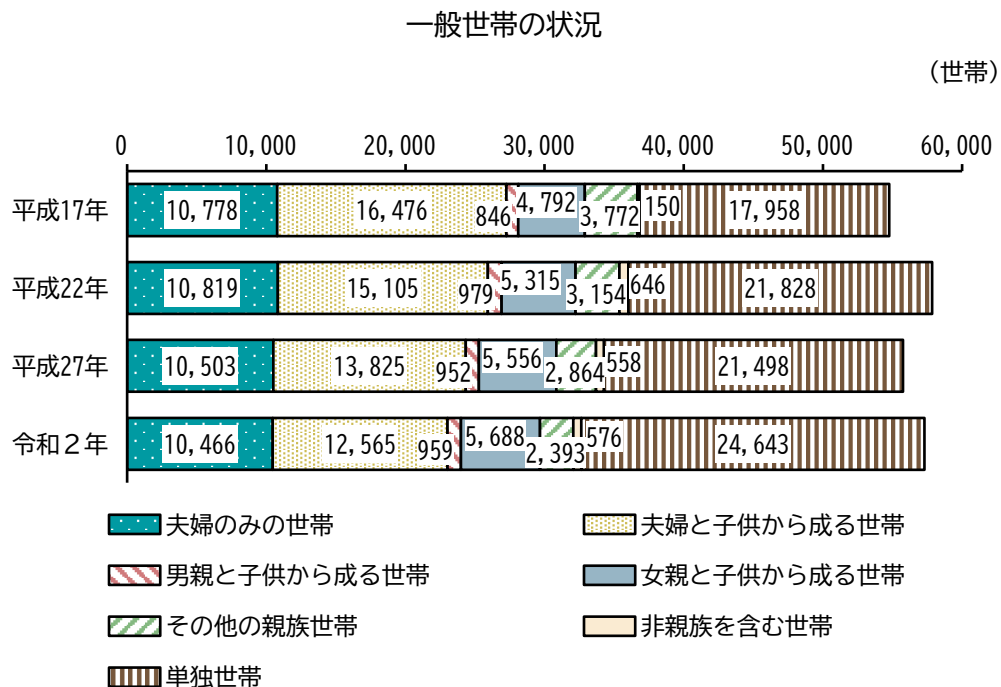
単位：学級

学級数 (通常 学級)	6	7	8	9	10	11	12
	第七	水桜 (後期)	第三	第二			
				第五			
				門真 はすはな			

資料：門真市教育委員会資料

(5) 世帯数の推移

世帯状況の推移をみると、「夫婦と子供から成る世帯」「その他の親族世帯」が減少傾向にある一方で、「女親と子供から成る世帯」と「単独世帯」は増加傾向となっています。

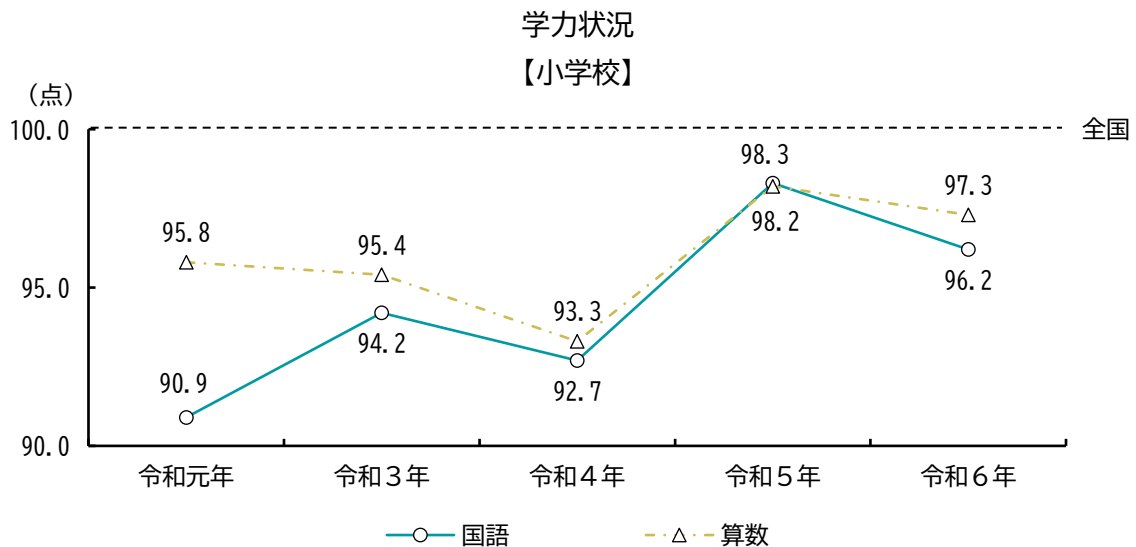


資料：国勢調査

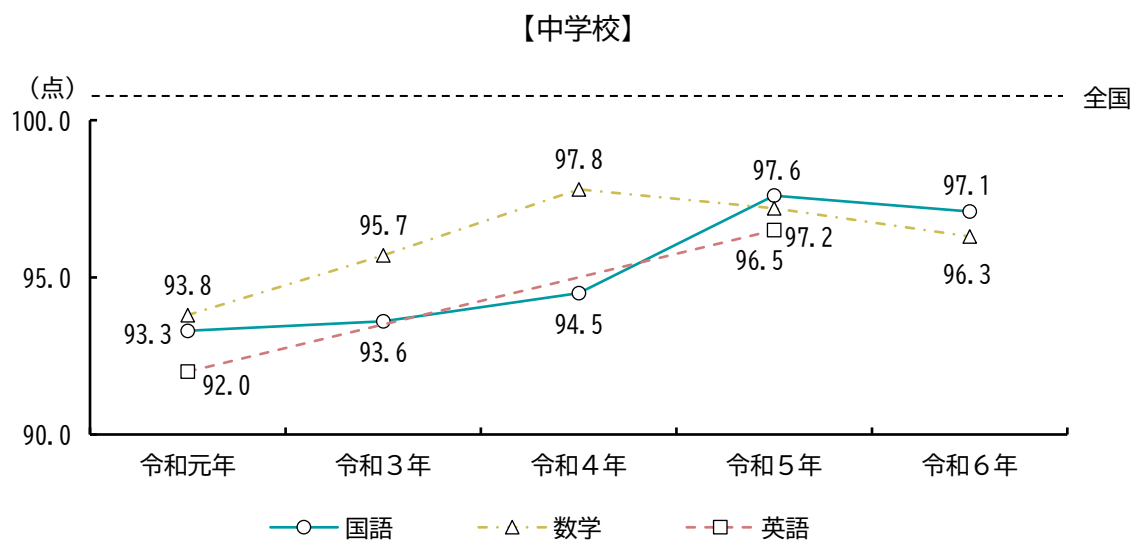
(6) 児童生徒の状況について

① 学力状況＜標準化得点を活用した対全国比経年比較＞

小・中学校ともにどの教科も上昇傾向にはありますが、全国平均を下回っている状況です。小学校においては、国語と比べて算数の標準化得点が高い傾向があり、中学校においては、令和5、6年は、数学、国語、英語の差がほとんどない傾向にあります。



資料：全国学力・学習状況調査



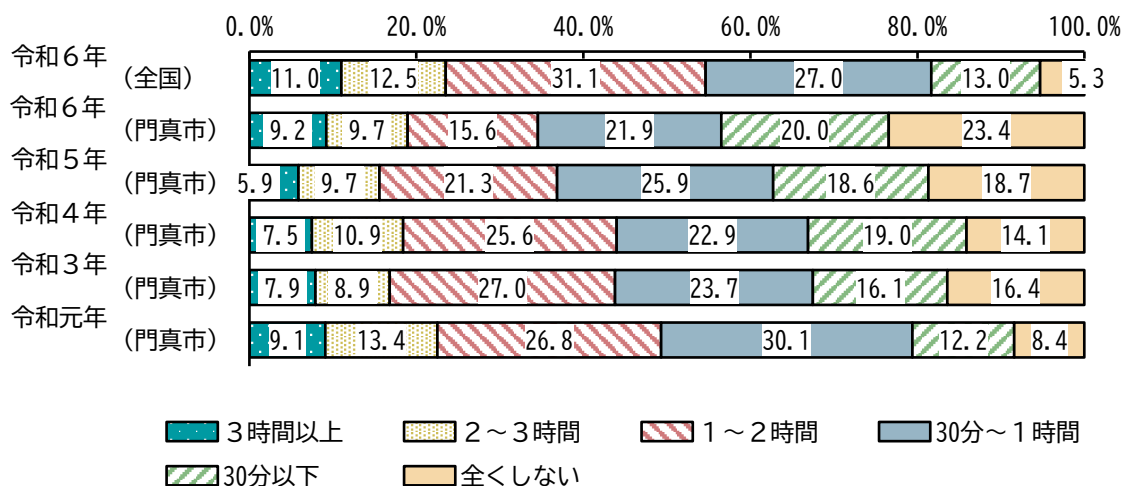
資料：全国学力・学習状況調査

② 家庭での学習状況

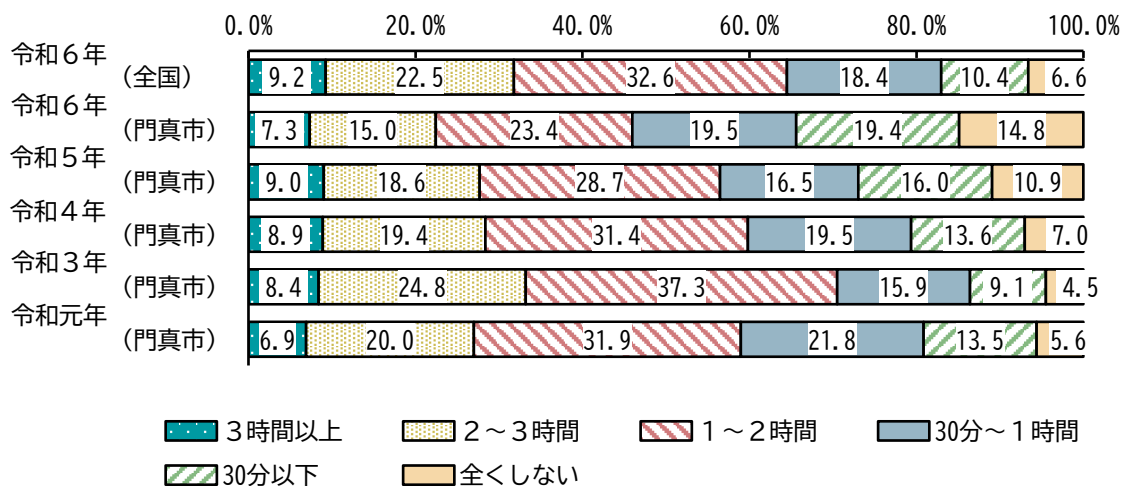
小・中学校ともに「全くしない」割合は増加傾向にあり、全国平均より上回っている状況があります。

学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、1日当たりの勉強時間

【小学校】



【中学校】



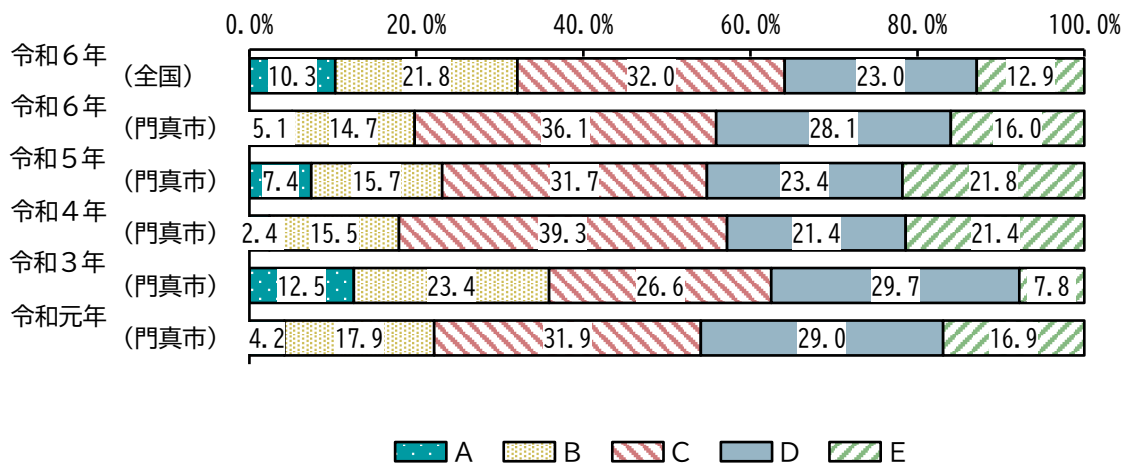
資料：全国学力・学習状況調査

③ 体力・運動能力の状況

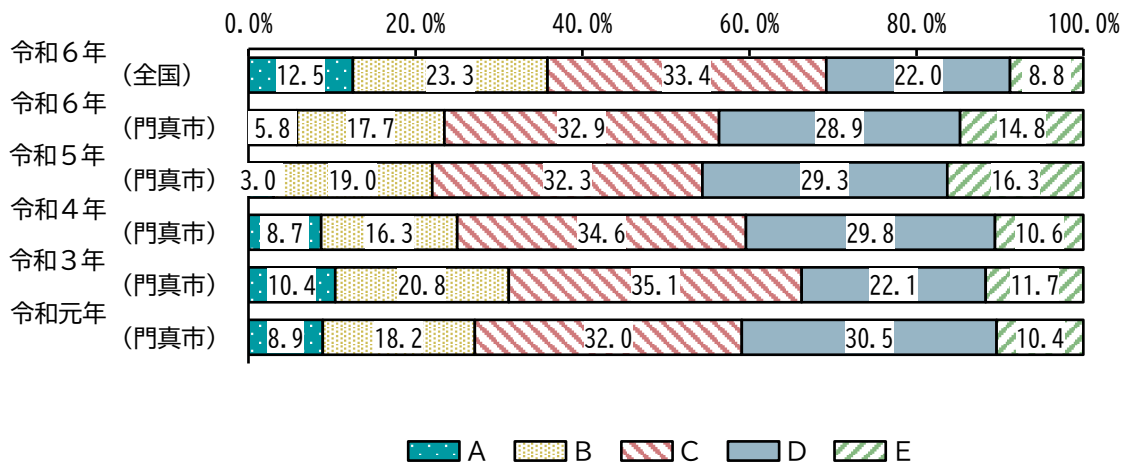
体力・運動能力の状況については、小学校段階では上位項目（A、B）が全国と差が見られますが、中学校段階では全国との差が縮まっている状況があります。

全国体力・運動能力、運動習慣調査 総合評価

【小5 男子】



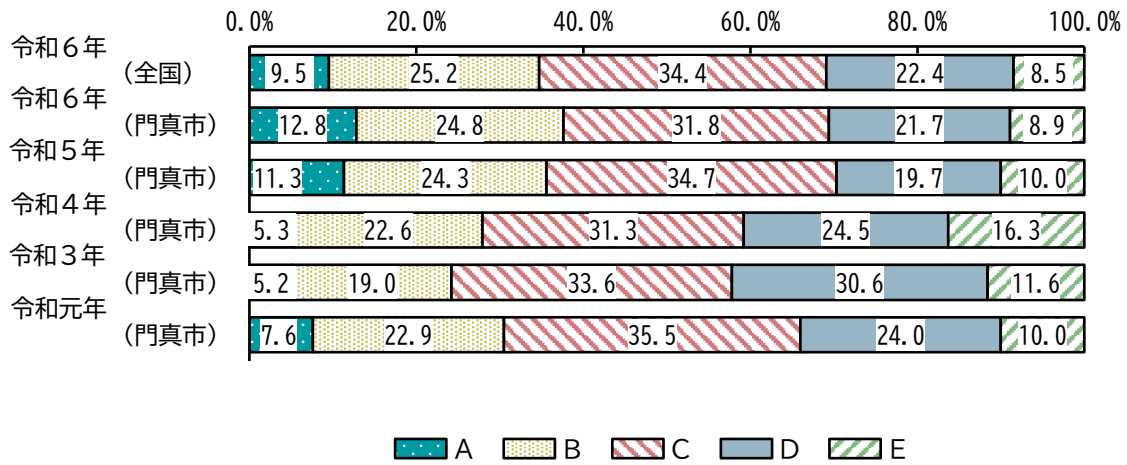
【小5 女子】



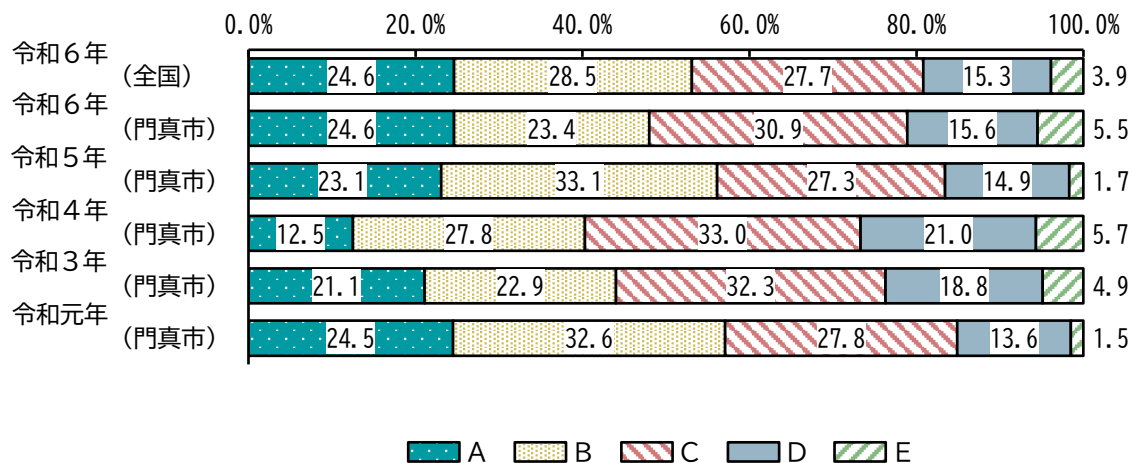
資料：全国体力・運動能力、運動習慣調査結果

全国体力・運動能力、運動習慣調査 総合評価

【中2 男子】



【中2 女子】



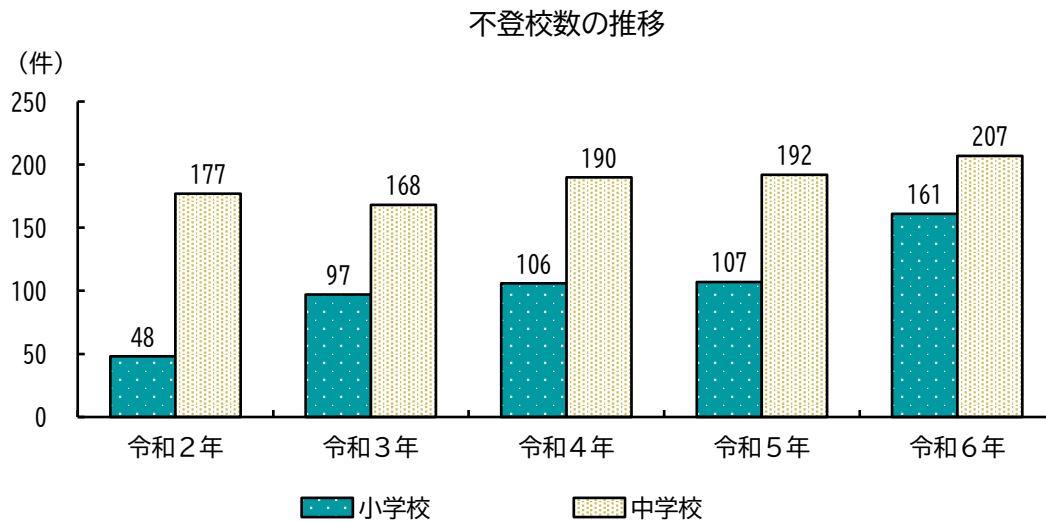
資料：全国 全国体力・運動能力、運動習慣調査結果

※総合評価 A, B, C, D について

8 種目の体力テスト成績を 1 点から 10 点に得点化し、合計得点の良い方から A, B, C, D の 5 段階で評定したもの

④ 不登校数の推移

不登校に関しては、小学校に比べ中学校での件数が多くなっています。また、小・中学校ともに増加傾向が見られます。

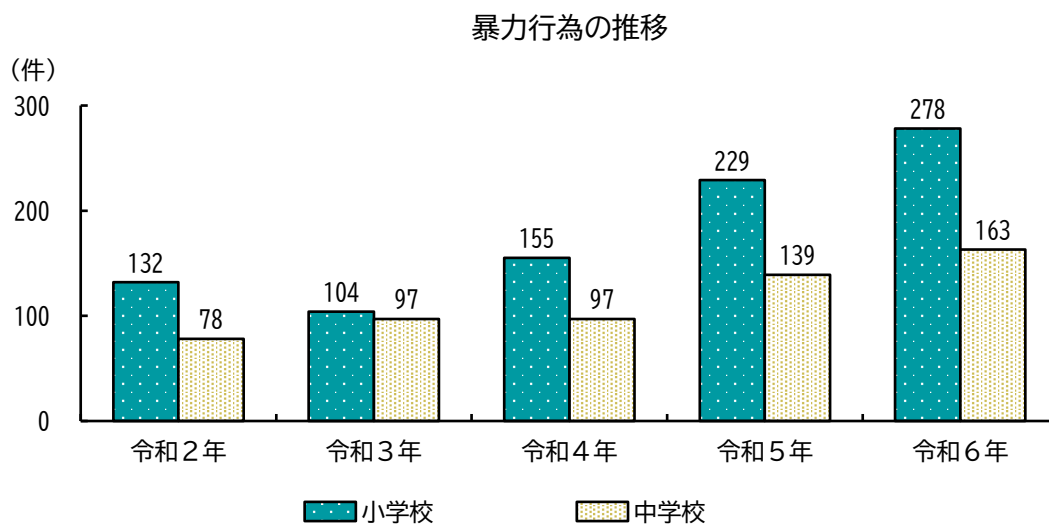


※文部科学省の調査では「不登校児童生徒」とは「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義しています。

資料：門真市教育委員会資料

⑤ 暴力行為の推移

暴力行為については、中学校に比べ小学校での件数が多くなっています。また、小・中学校ともに増加傾向で推移しています。

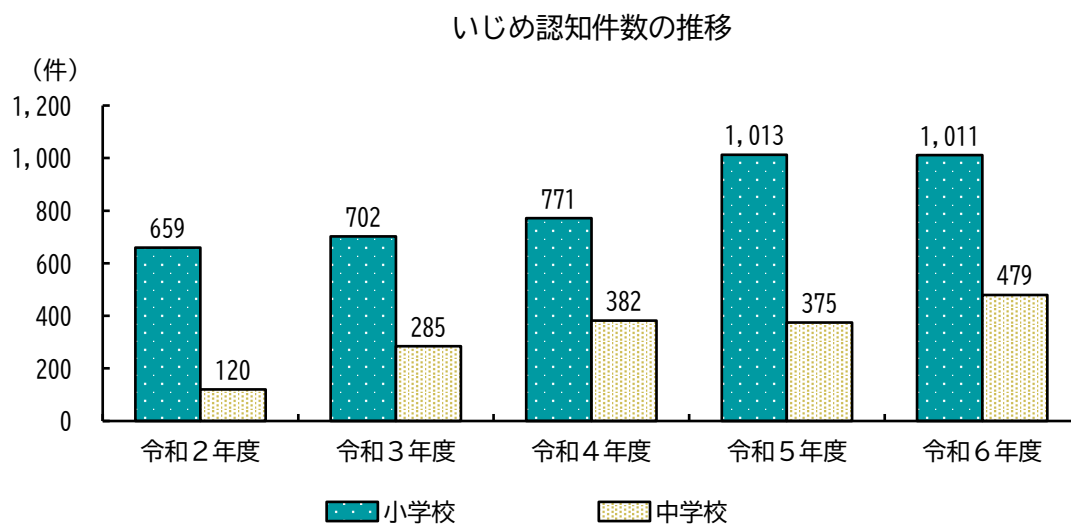


※文部科学省の調査では、「暴力行為」とは「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」と定義しています。（ただし、家族・同居人に対する暴力行為は除く。）

資料：門真市教育委員会資料

⑥ いじめ認知件数の推移

いじめの認知件数につきましては、件数が増加傾向になっておりますが、法の定義に基づいて各校において積極的にいじめ認知及び対応を行った結果であると捉えています。



※いじめ防止対策推進法では、「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍する学校に在籍している等児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」と定義しています。

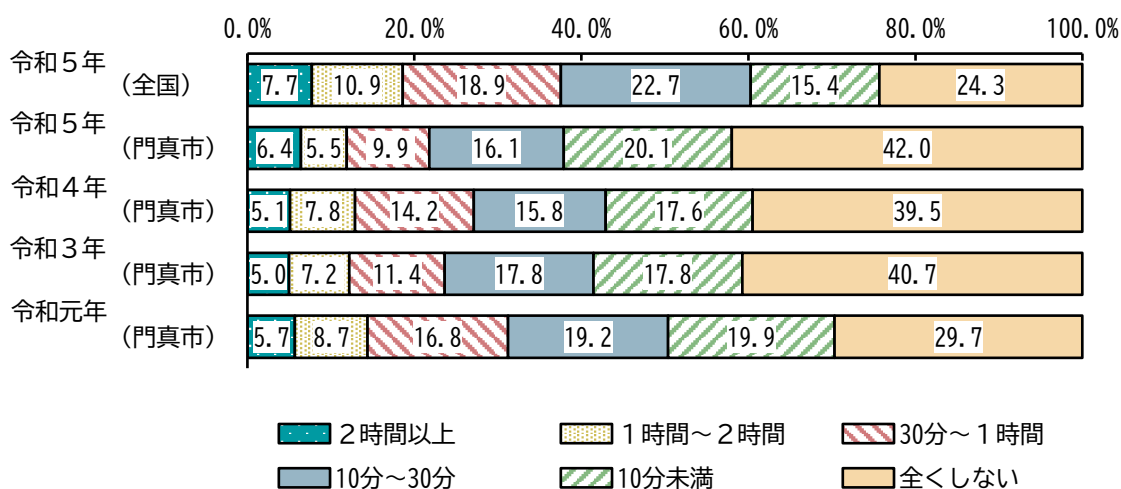
資料：門真市教育委員会資料

⑦ 読書状況

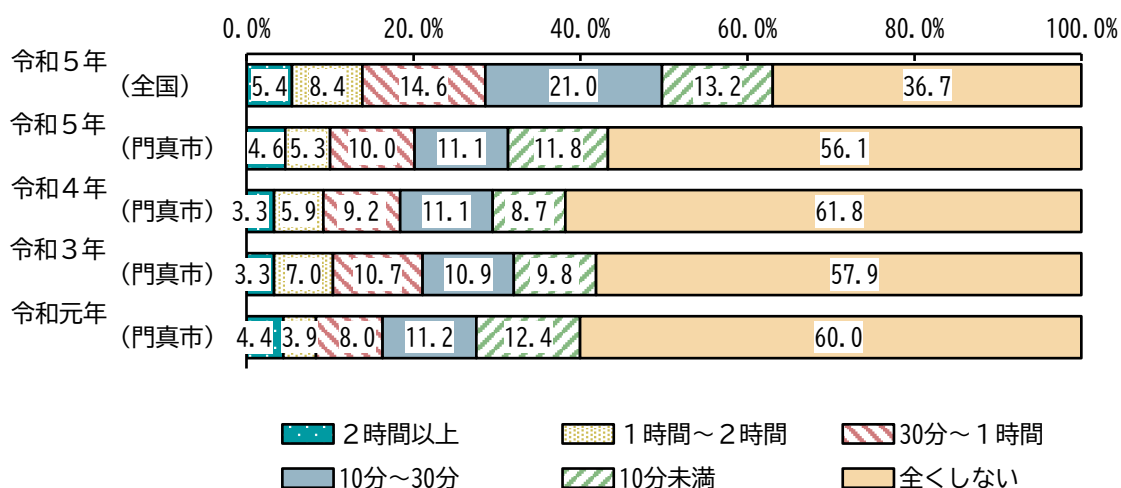
小・中学校ともに、読書を「全くしない」が1番高くなっており、全国と比較しても高い割合となっています。

学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか。
（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）

【小学校】



【中学校】



※令和6年には該当する設問がありませんでした。

資料：全国学力・学習状況調査

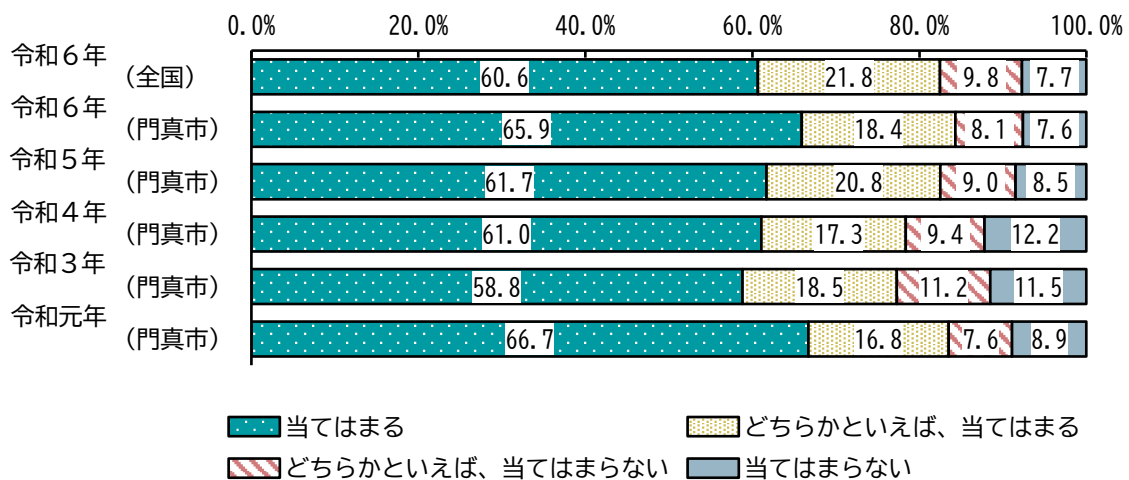
⑧ 自己肯定感※、自尊感情※について

(1) 夢や目標について

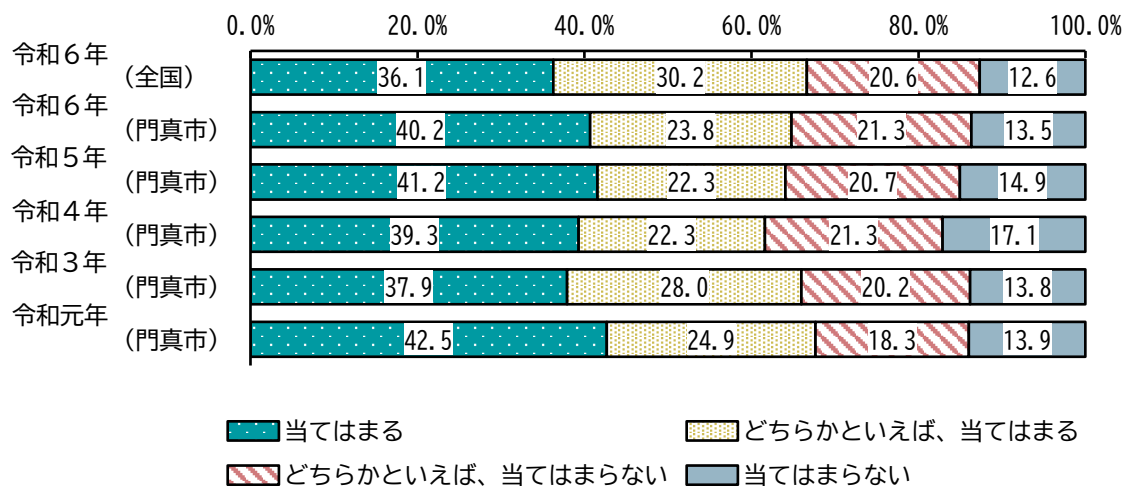
「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と答えている割合は、小・中学校ともにほぼ全国と同様であり、令和6年度の結果については、「当てはまる」の割合が全国を上回っています。

将来の夢や目標を持っていますか

【小学校】



【中学校】



※自己肯定感 自らの価値や存在意義を肯定する感情。

※自尊感情 自分の存在を尊重する感情。

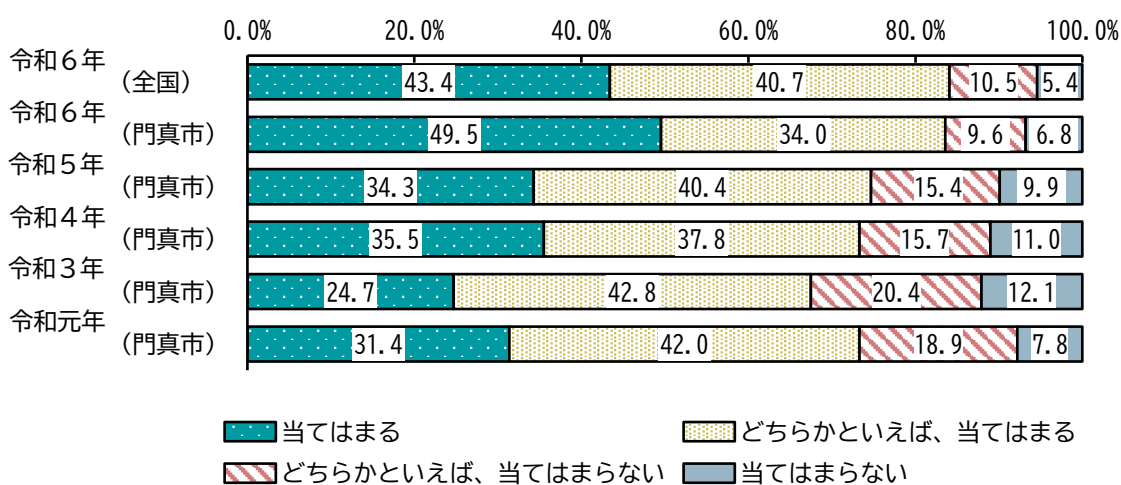
資料：全国学力・学習状況調査

(2) 自分のよいところについて

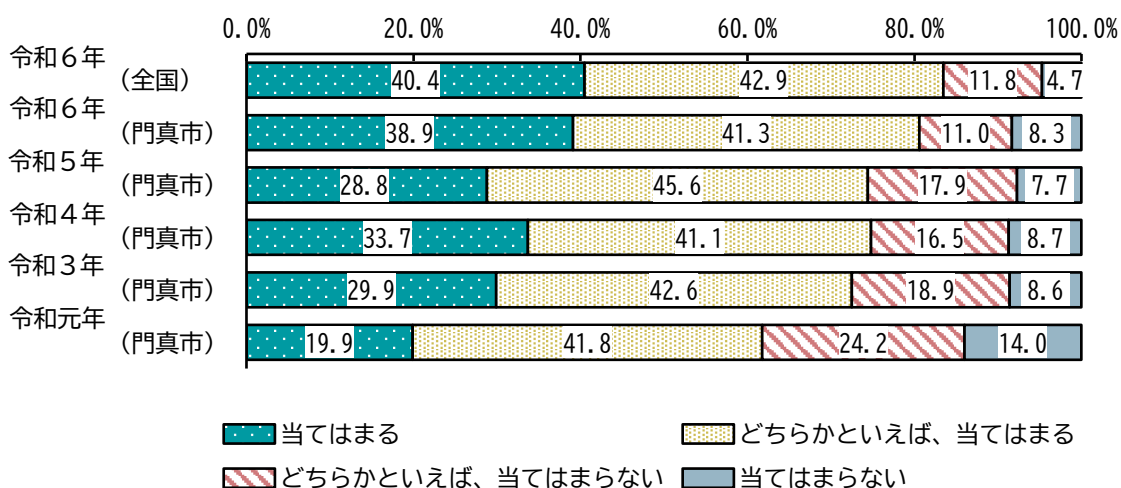
「当てはまる」と答えている割合は、中学校より小学校の方が高い傾向が見られますが、中学校については、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」の回答割合が高くなっている傾向が見られます。また、小・中学校ともに「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と答えている割合は、ここ数年増加しており、令和6年度の結果は全国と比較しても差はほとんどありません。

自分には、よいところがあると思いますか

【小学校】



【中学校】



資料：全国学力・学習状況調査

(7) 学校施設の状況について

門真市内の小・中学校は、多くの学校で築50年以上が経過している状況があります。全小・中学校において耐震補強工事は実施していますが、大規模改修を行った学校は7校となっています。

学校施設の状況について

【小学校】

小学校名	建築年度	経過年数	大規模改造工事 実施年度
門真小学校	昭和 40 年	60 年	—
大和田小学校	昭和 40 年	60 年	—
二島小学校	昭和 48 年	52 年	—
四宮小学校	昭和 40 年	60 年	—
古川橋小学校	昭和 40 年	60 年	—
沖小学校	昭和 46 年	54 年	平成 27・28 年度
上野口小学校	昭和 46 年	54 年	—
速見小学校	昭和 47 年	53 年	平成 9・10 年度
北巢本小学校	昭和 49 年	51 年	—
五月田小学校	昭和 51 年	49 年	平成 25・26 年度
東小学校	昭和 58 年	42 年	—
門真みらい小学校	昭和 45 年	55 年	平成 17・18 年度
水桜小学校	昭和 51 年	49 年	平成 14・15 年度

※令和 7 年度現在。

【中学校】

小学校名	建築年度	経過年数	大規模改造工事 実施年度
第二中学校	昭和 39 年	61 年	—
第三中学校	昭和 44 年	56 年	—
第四中学校	昭和 48 年	52 年	平成 11・12 年度
第五中学校	昭和 48 年	52 年	平成 26・27 年度
第七中学校	昭和 53 年	47 年	—
門真はすはな中学校	平成 24 年	13 年	—

※令和 7 年度現在。

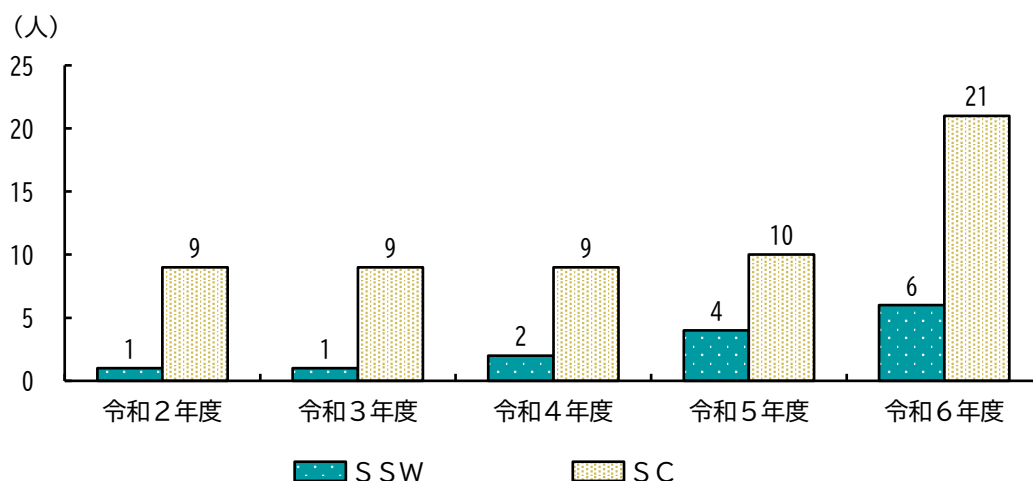
資料：門真市教育委員会資料

(8) SC、SSWの配置数の推移

専門家と連携した子どもの見守り体制を強化するという国の方針に則り、門真市でもSC、SSWの配置を拡充しています。

門真市におけるSC、SSW配置の推移は、どちらも増加しており、令和6年度には全小・中学校へのSC配置及び全中学校区へのSSW配置を実現しています。

SC、SSWの配置数の推移



※SCには、市子ども悩み相談サポートチーム配置のカウンセラーを含む。

※SSW（スクールソーシャルワーカー） 問題行動等生徒指導上の課題に対するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う社会福祉に関する専門家。

※SC（スクールカウンセラー） いじめや不登校、暴力行為等へきめ細やかな対応を図るため、児童・生徒の心のケア、保護者・教職員へのアドバイス等を行う心理に関する専門家。

※令和6年度年度の府配置SCの相談件数

児童生徒 1009 件・保護者 282 件・教職員との連携相談 3637 件

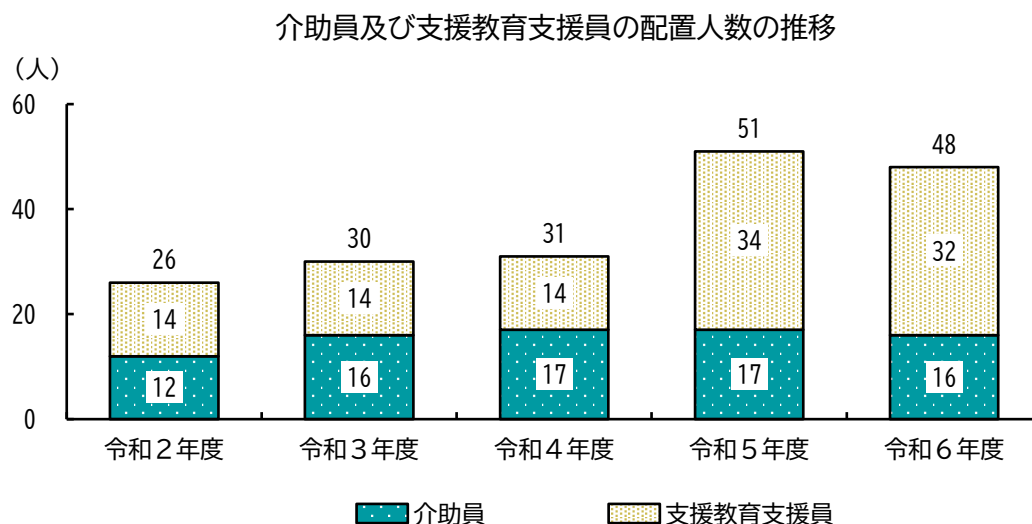
市子ども悩み相談サポートチームのカウンセラーの相談件数 370 件

SSWによる学校訪問件数 212 件

資料：門真市教育委員会資料

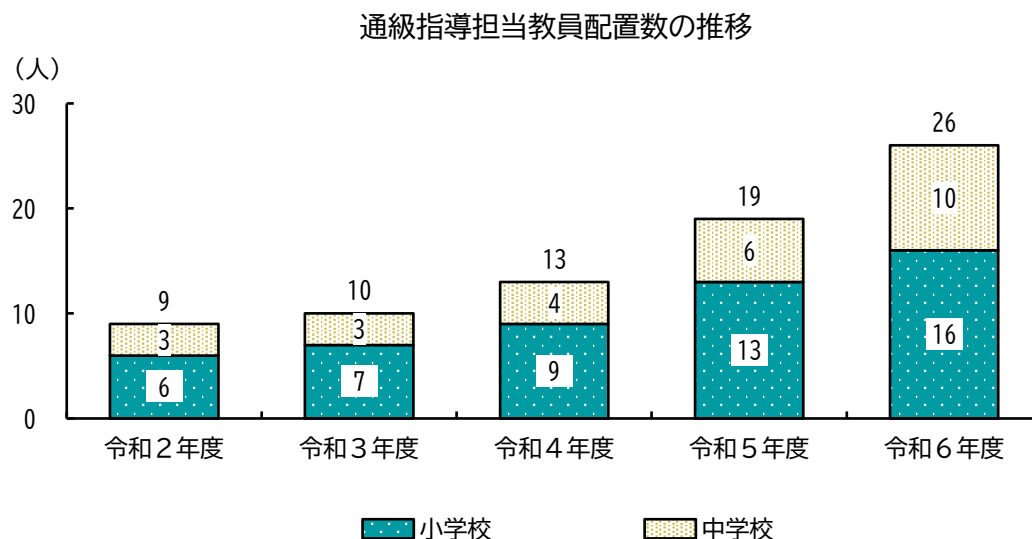
(9) 介助員及び支援教育支援員の配置人数の推移

介助員及び支援教育支援員の配置人数の推移をみると、介助員は令和2年度以降横ばいで推移しています。支援教育支援員は令和5年度に30人台まで増加し、令和6年度は32人となっています。



(10) 通級指導担当教員配置数の推移

通級指導担当教員配置数の推移をみると、小学校、中学校ともに年々増加しています。



門真市の教育がめざす基本的な方向性

1 これまでの議論の経過

①門真市魅力ある教育づくり審議会における審議

平成28(2016)年11月に、「門真市教育振興基本計画の基本理念に基づく教育のあり方について」門真市教育委員会より門真市魅力ある教育づくり審議会に対して諮問し、審議を重ねた上で平成30(2018)年8月に答申がなされ、以下の5項目について提言がなされました。

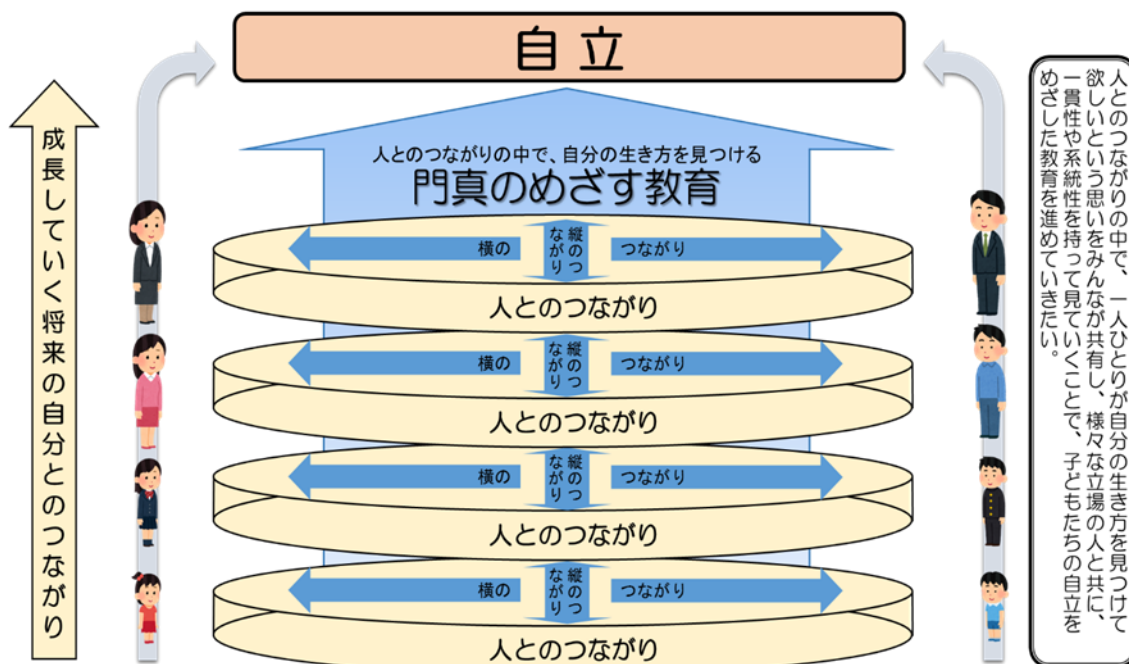
- ・横のつながりや縦のつながりなど、多様な人間関係の構築をとおして主体的に学び合える学校環境づくりについて
- ・すべての子どもにとって安全で優しく、充実した学校施設のあり方について
- ・いじめ防止指針の策定及び不登校問題の対策について
- ・門真の子どもたちの自己実現に向けて
- ・門真の子どもたちへの支援に向けて

②門真市学校適正配置審議会における審議

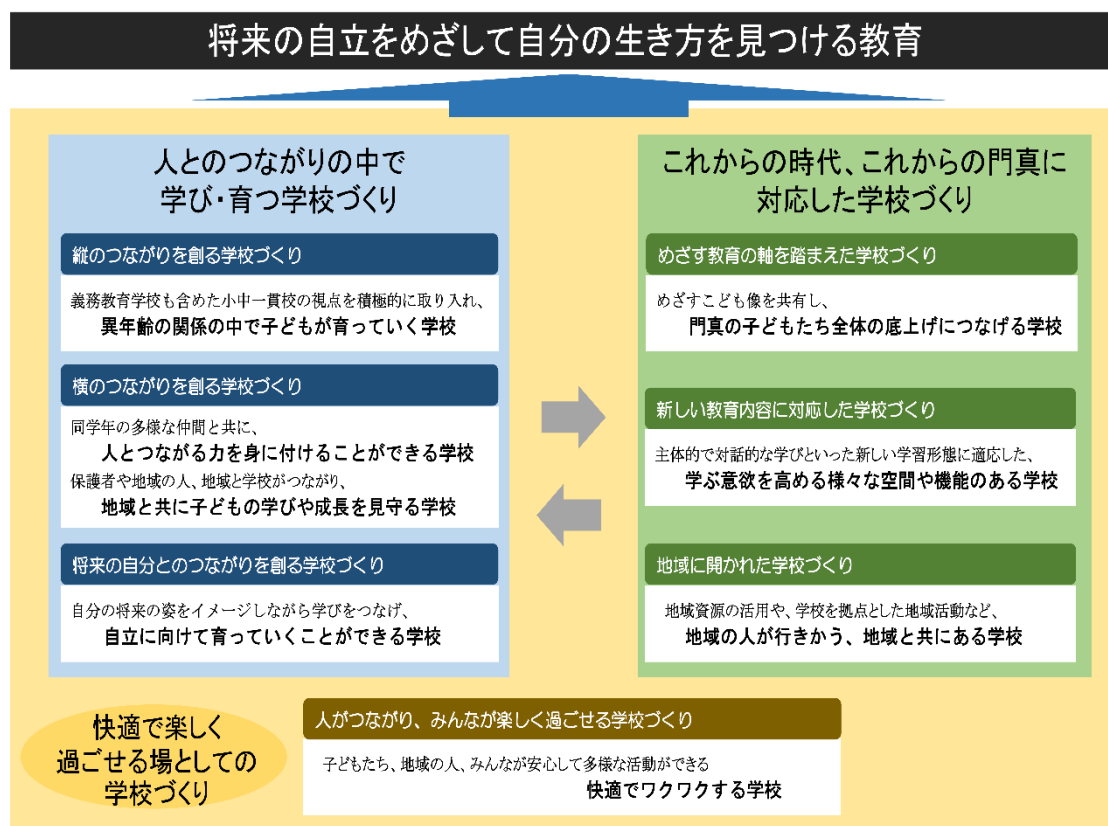
門真市魅力ある教育づくり審議会の答申の中で、「横のつながりや縦のつながりなど、多様な人間関係の構築をとおして主体的に学び合える学校環境づくりについて」及び「すべての子どもにとって安全で優しく、充実した学校施設のあり方について」提言がなされたことを受けて、門真市学校適正配置審議会において、学校の適正配置を進める前提となる「門真のめざす教育とこれからの学校づくりの方向性について」審議がなされ、その方向性と今後の小・中学校のあり方についての具体的な提言がなされました。

答申で示された「門真のめざす教育とこれからの学校づくりの方向性」について

○ 門真のめざす教育



○ 門真のめざすこれからの学校づくり



2 計画の基本理念

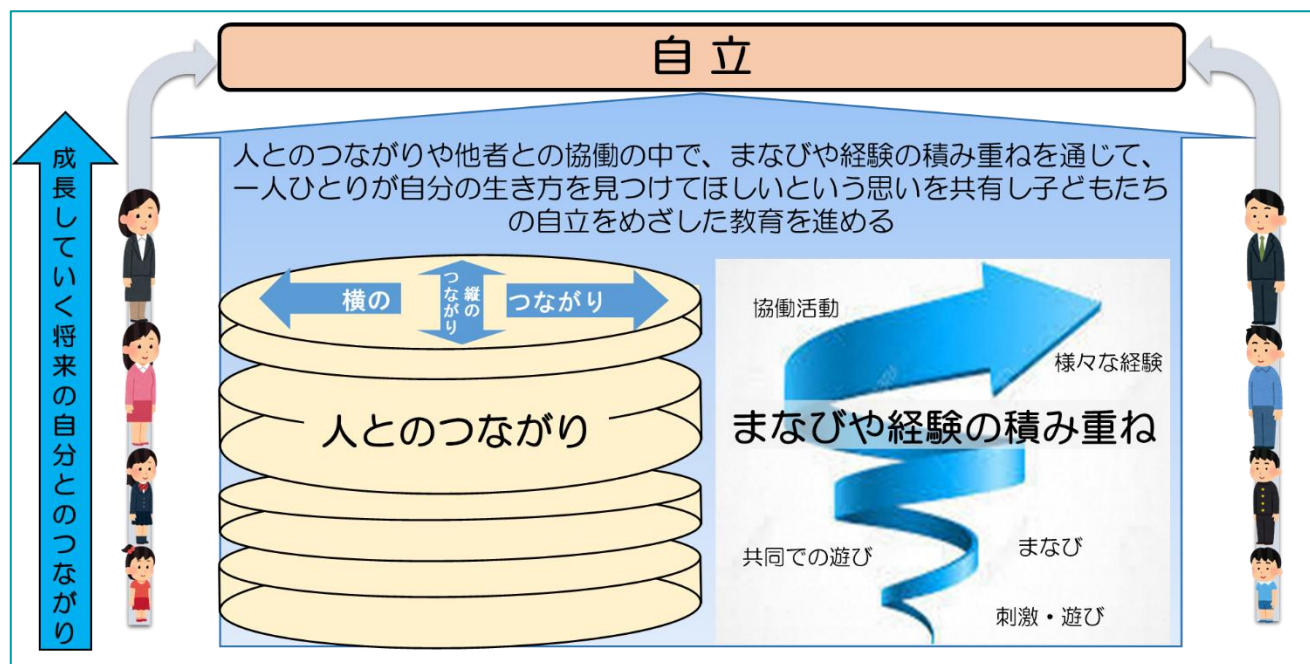
将来の予測が困難なこれからの時代を生きる子どもたちは、様々な経験の中で自ら課題を見つけ、主体的に学び、考え、判断して行動する力や自分自身で将来を創造する力、また、変化の目まぐるしい社会においては、まなび続けることや、他者との協働により課題を解決しながら切り拓いていく力をつけることが必要です。

これらの力をつけるためには、人とのつながりの中で、多様な価値観や協働性を育むとともに、様々なまなびや経験を積み重ねながら、将来の自分の生き方を見つけていくことが大切です。

本計画では、国の教育振興基本計画が示す「持続可能な社会の創り手の育成」や「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」も意識しながら、義務教育の9年間を通じて、縦のつながり、横のつながり、将来の自分とのつながりという3つのつながりを軸に、系統性や継続性を持って子どもたちを育む理念をみんなが共有し、子どもたちの自立をめざした教育を進めます。

また、基本理念を実現するための施策体系を掲げ、それに基づく取組・事業を実施することにより計画を推進します。

門真市の基本理念を示すイメージ



3 施策体系

基本理念を実現するため、以下のとおり今後取り組む施策の体系を示します。

めざす教育や3つのつながりを創るために 施策共通で取り組む事項	基本施策	施策の方向性
(3) 令和の日本型学校教育の推進 (2) 地域とともにつくる学校教育の推進 (1) 小中一貫教育の推進 【縦のつながりを創る】 【横のつながりを創る】 【将来の自分とのつながりを創る】	1 質の高い 学校教育の提供	1 個別最適な学び・協働的な学びの推進
		2 探究的な学びの推進
		3 学び続ける教職員の育成
		4 自分の将来を描ける力の育成
		5 すべての子どもの人権が尊重される学校づくりの推進
		6 発達支持的生徒指導の推進
		7 「ともに学び、ともに育つ」学校づくりの推進
		8 特別の教育課程を編成した指導の充実
		9 いじめ防止の取組と不登校児童生徒の支援の充実
		10 健康な心と体を作るための取組の推進
	2 学びを支える 環境づくり	1 専門家と連携した学校体制づくり
		2 教職員の人材育成と授業力の向上
		3 教職員の働き方改革の推進
		4 安全で快適な学校施設の整備
		5 子どもたちを事故や災害から守るための取組の推進
		6 教育 I C T 環境の充実
		7 将来を見据えた新たな学校づくり

今後5年間に取り組む施策

めざす教育や3つのつながりを創るために 施策全体として取り組む事項

(1) 小中一貫教育の推進

現状と取組の方向性

これまで、児童生徒を取り巻く社会の変化や多様化する教育的ニーズに対応するためには、義務教育9年間を見通した系統的・継続的な教育の実現が求められてきました。特に、小学校から中学校への接続においては、学習内容や指導方法の急な変化、環境の違いによる不適応などが課題とされ、これらに対して組織的に対応することが必要とされてきています。そのため、義務教育9年間を見通した教育課程の編成や指導体制の構築を通じて、子どもたちの発達に応じた切れ目のない教育を実現するためにも小中一貫教育は重要な取組と捉えています。

国では、平成27（2015）年に義務教育学校の設置を可能とする改正学校教育法が成立し制度化され、すべての教職員が義務教育9年間に責任をもって教育活動を行う小中一貫教育の取組を継続的・安定的に実施することができるよう制度的基盤が整備されました。また、中央教育審議会の「令和の日本型学校教育」の答申においても「新学習指導要領の着実な実施により義務教育の目的・目標を達成する観点から、小学校6年間、中学校3年間と分断するのではなく、9年間を通した教育課程、指導体制、教師の養成等の在り方について一体的に検討を進める必要がある」と、小中一貫教育の意義と必要性について示されています。

このような状況の中、門真市においては、平成19（2007）年に策定した「門真市小中一貫教育推進プラン」が策定から10年以上の歳月が経過し、学習環境や社会情勢等大きく変化していることも踏まえ、プランの見直しを行い、令和7年（2025）年に新たな「門真市小中一貫教育推進プラン」を策定いたしました。

このプランは、「子ども主体の学び」「探究的な学び」を柱とした令和の日本型学校教育を推進していく上で、小学校と中学校の学びを確実につなげることが大切であると考え、今行っている学びを義務教育9年間切れ目なく行うことができるようにするための指針として作成いたしました。

門真市がめざす小中一貫教育として、全員が同じ方向を向いて教育活動に取り組むことができるようにするために、中学校区におけるめざす子ども像、学校教育目標を全教職員で共有し、発達段階に応じた教育活動に取り組むこと、すべての児童生徒に系統性・連続性のある学びを提供するために、義務教育9年間を連続した教育課程として捉え、特別の教育課程を含め9年間を見通した教育課程の編成及び実施ができることをめざします。

また、小中一貫教育を推進するにあたっては、就学前教育との連携も意識して取り組んでいきます。

(2) 地域とともにつくる学校教育の推進

現状と取組の方向性

現代の子どもたちを取り巻く環境は、家庭や地域の教育力の低下、価値観の多様化、地域コミュニティの希薄化など複雑で多様な課題を抱えています。こうした中、学校だけで子どもたちの成長を支えることには限界があり、地域と学校が連携・協働し子どもを育てるという視点がより一層重要となってきています。

平成27年（2015）年の中央教育審議会の答申において、これからの学校と地域のめざすべき連携・協働の姿として、「開かれた学校」から一步踏み出し、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」への転換や、学校、家庭及び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく「子供も大人も学び合い育ちあう教育体制」の構築、学校を核とした協働の取組を通じて、自立した地域社会の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づくり」の推進が提言されました。このような取組を具体化していくためには、学校と地域の双方で、連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕組みを構築していく必要があります。

また、学習指導要領では「資質・能力の三つの柱」「カリキュラム・マネジメント」など学習指導要領における重要な事項のすべての基盤となる考え方として「社会に開かれた教育課程」を基本的な理念として掲げています。よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、地域と連携・協働しながら、これからの社会を創り出していく子どもたちに必要な資質・能力を育成する学校教育の実現が求められています。

門真市では、学校と地域が力を合わせて学校の運営に取り組むことができるようにするために「学校運営協議会」の全校設置を目標に、令和4年度より市内各校に学校運営協議会の設置を進め、令和7年度に学校運営協議会の全校設置を完了しました。

学校運営協議会は保護者や地域住民等が学校運営に参画し、地域と学校が一体となって特色ある学校づくりを進めることができる仕組みです。学校運営協議会を設置することで、どのような子どもを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民・保護者と共有することができ、学校との連携・協働による活動がより推進できることにつながります。今後は学校運営協議会の活性化を図るとともに、学校の施設設備を改善し、地域の人々に積極的に学校運営や支援に参画してもらえよう「地域とともにある学校」づくりをめざします。

また、地域と連携した体験活動や探究学習を通して、今の学びが将来の生き方や社会とのつながりに関係していることを実感し、自分たちの学びを「教室の中」から「社会や地域」へと広げることができるよう地域と連携した取組を進めていきます。

(3) 令和の日本型学校教育の推進

現状と取組の方向性

令和3（2021）年1月に行われた中央教育審議会の答申において、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す，個別最適な学びと，協働的な学びの実現～」が取りまとめられました。Society5.0時代の到来や先行き不透明な予測困難な時代の中で、児童生徒が自分の良さや可能性を自覚し、多様な他者と協働し、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要とされています。

その実現にむけて、「個別最適な学び」「協働的な学び」の2つの学びを一体的に充実させることが重要とされています。「個別最適な学び」とは、子ども一人ひとりの特性や学習進度に応じて、指導の仕方を工夫する「指導の個別化」と、子ども一人ひとりに応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供する「学習の個性化」の両面で支援する学びです。また、「協働的な学び」とは、探究的な学習や体験活動等を通じ、子ども同士で、あるいは多様な他者と協働しながら他者を尊重し、持続可能な社会の創り手となることができる資質・能力を育成する学びです。このような学びを一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげることが期待されています。

門真市においては、令和2年度に「門真市学力向上アクションプラン」を策定し、令和3年から令和5年の3年間、市全体でアクションプランに基づき「目標と指導と評価の一体化」に基づいた授業改善に取り組んできました。成果として令和5年度の全国学力・学習状況調査では学力の向上が見られた一方で、主体性・自己学習力や課題発見・解決能力に関する課題が見られました。

そのため、今後は「主体的に学びに向かう力」と「課題を発見・解決する力」を伸ばしていくために、アクションプランの取組を継承しつつ、さらなる学習指導要領の着実な実施と定着をはかるために「学び方」について改善し、「子ども主体の学び」「探究的な学び」を柱に「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善・校内研修の充実を図ります。

また、発達支持的生徒指導の推進を中心に据え、専門家と連携した「誰一人取り残さない」生徒指導体制を確立することで生徒指導の充実を図り、多様なニーズに応じた「個別最適な学び」の実現に向け、将来の自立を見据えた系統的な「特別の教育課程」と、すべての子どもにとって過ごしやすい環境整備を充実させることで支援教育・日本語指導の充実を図ります。

このように様々な取組を一体となって進めていくことで「誰一人取り残さない学校」とともに、門真市としての「令和の日本型学校教育」の実現をめざします。

基本施策1 | 質の高い学校教育の提供

施策の方向性（1） 個別最適な学び・協働的な学びの推進

現状と課題

令和3（2021）年1月、中央教育審議会において「令和の日本型学校教育の構築」に関する答申が取りまとめられました。この答申では、従来の学校教育が長年にわたり築いてきた強みを活かしつつ、A I等の技術革新により急激に変化する社会を生き抜く子どもたちに対して、「主体的に学ぶ力」「協働する力」「課題を発見・解決する力」などを育むことの重要性が示されています。

また、発達障がいのある児童生徒、外国にルーツをもつ児童生徒、経済的格差など、子どもたちの多様化が進む中で、従来の一律的な教育では対応が困難となっており、一人ひとりに応じた学びの提供が求められています。そのため、日常の授業においては、児童生徒一人ひとりの興味・関心・理解度に基づき、それぞれに応じた方法で学びを進める「個別最適な学び」と、他者と意見を交わしながらともに課題に取り組み、考えを深める「協働的な学び」を一体的に充実させることが重要です。これにより、すべての子どもたちの可能性を引き出し、社会の担い手として育成することをめざしています。

さらに、G I G Aスクール構想により整備されたI C T機器を活用することで、「個別最適な学び」や「協働的な学び」の実現が一層可能となり、児童生徒一人ひとりに合った指導や支援を柔軟に行うことができるようになりました。

門真市においては、令和5年度に実施された全国学力・学習状況調査において、学力の向上が見られた一方で、児童生徒間の学力格差や、「主体性」及び「課題を発見・解決する力」に関する課題が見られました。これらの課題を改善し、さらなる学力向上を図るため、令和6年度より「子ども主体の学び」と「探究的な学び」を柱とした授業改善を市内全校で推進しています。

また、教育委員会内に設置した「伴走チーム」を中心に、指導主事が定期的かつ計画的に学校を訪問し、学校のニーズに応じた伴走支援にも取り組んでいます。今後も引き続き、学習指導要領の着実な実施と定着を図るとともに、これからの社会においてより重要となる「主体性」や「課題を発見・解決する力」などの育成を一層推進していく必要があります。

めざす指標

指標名		現状 (令和7年度)	目標数値 (令和10年度)	目標数値 (令和12年度)
授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいると思う児童生徒の割合 【全国学力・学習状況調査】	小	79%	84%	89%
	中	78%	83%	88%
学級の友達との話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う児童生徒の割合 【全国学力・学習状況調査】	小	83%	88%	93%
	中	81%	86%	91%

主な取組

1. 学習指導要領に基づいた授業の推進

今後も学習指導要領に基づいた授業づくりを推進し、各学校においては学習指導要領を踏まえた授業改善を、計画的・系統的・組織的に進めていきます。また、子ども主体の学びを実現する授業づくりを進めるため、各学校の課題に正面から向き合った授業研究や校内研修を実施し、学習指導要領の確実な実践に向けた取組を強化します。

さらに、教育活動の質を高め、学習の効果を最大限に引き出すためには、学校全体で児童生徒・学校・地域の実態を的確に把握し、教育内容や時間配分、必要な体制の確保などの改善を図る「カリキュラム・マネジメント」の推進が不可欠です。教育委員会としても、各学校において「教育課程の実施状況の評価・改善」がPDCAサイクルに基づいて適切に行われているかを確認・助言するとともに、教育課程の実施に必要な体制の整備について支援を行ってまいります。

2. 子どもを主語とした授業の推進

児童生徒の「主体性」や「課題を発見・解決する力」を育むために、従来の一斉授業に加え、児童生徒自身が学び方を選択したり、課題を設定したりできるような授業改善を、市内全校で推進します。

日々の授業では、児童生徒一人ひとりが学習の進め方や方法を自ら考え、試行錯誤しながら学ぶ機会を設けるとともに、自ら問いを立て、課題を見つけ、他者と対話しながら深く考え、学びを広げる学習を重視します。「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、児童生徒の資質・能力の向上をめざします。

こうした「子ども主体の学び」の実現に向けて、教育委員会では指導主事等が計画的に学校を訪問し、授業づくりや校内研修のデザインを支援するなど、教職員の授業力向上にも取り組みます。

3. 一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の推進

通常の学級に発達障がいや外国にルーツを持つ児童生徒など、多様な支援を必要とする子どもたちが在籍していることを前提に、すべての子どもが安心して学べる環境づくりが求められています。そのため、合理的配慮やユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりを進め、心理的安全性の高い学級・学校づくりを推進していくことが重要です。

こうした取組を進めるにあたっては、子ども一人ひとりを深く理解し、その理解に基づいたきめ細やかな指導・支援を行うことが求められます。また、他者を尊重し、児童生徒同士の学び合いや成長を支える基盤を築くことも欠かせません。学級担任、教科担当、学力向上担当、支援教育コーディネーター、通級指導担当、生徒指導担当などが連携し、学校組織全体として「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させることで、一人ひとりに応じた教育の推進を図ります。

4. ICT機器の効果的な活用

ICTの活用は、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る上で不可欠であり、児童生徒の理解や関心に応じた学習支援と情報活用能力の育成、他者との対話・協働を促進する環境の構築に寄与すると考えます。GIGAスクール構想のもと、ICTを活用した学習活動の推進に向けて、実践交流会や校内研修の充実を図り、ICTを効果的に活用した授業研究を進めます。授業支援ソフトのサポートサービス等を活用し、各校のICT担当教員を中心に授業改善に取り組みます。

また、オンラインによる研修会やワークショップを定期的に行い、教員が主体的にICT活用スキルを習得できる機会を提供します。さらに、教職員全員が閲覧可能な共有フォルダを活用して各校の活用事例を収集・共有し、教材や実践例に随時アクセスできる環境を整備することで、ICTを活用した複線型の授業改善を推進します。

施策の方向性（２） 探究的な学びの推進

現状と課題

平成28年の中央教育審議会答申において示された「予測困難な時代に、一人ひとりが未来の創り手となる」という理念を踏まえ、また、独立行政法人教職員支援機構（NITS）が示す『「探究的な学習の過程」の方法論』にあるように、現代の教育においては、正解がなく、経験も乏しい予測困難な状況に直面した際に、多様な他者と協働しながら納得解を導き出し、未来を見据えて、自他の価値や強みを生かしながら積極的に未来に関与していく力を育むことが求められています。

本市では、令和6年度に「門真市 探究的な学び3ヶ年プラン」を策定し、主に総合的な学習の時間を中心に、「探究的な学び」を取り入れた実践を推進してきました。市内の小・中学校においては、子どもたちが体験活動を通じて「問い」を持ち、試行錯誤や失敗を経験しながら自己と向き合い、仲間と協働して学びを深める授業づくりに取り組んでいます。こうした「探究的な学び」を通じて、ひとりでは到底解決できない複雑に絡み合った課題に挑戦する経験を積み重ね、未来を創造する感覚の育成をめざしています。

令和7年5月に文部科学省教育課程企画特別部会から示された次期学習指導要領策定に向けた論点資料「質の高い探究的な学びの実現」においては、複数の教科において他の題材や概念との関連づけを図る教科横断的な視点、実社会とのつながりや交流の機会を創出する真正性の視点、そして子ども自身が「何を、いつ、どのように学ぶか」を主体的に選択し、学びに対する責任と意欲を持つオーナーシップの視点が、いずれも重要な要素として示されています。

これらの視点を踏まえ、子どもたちの学びに地域社会が参画する「開かれた学校づくり」や、学校教育目標の具現化に向けて、今後も引き続き「探究的な学び」の推進に継続的に取り組む必要があります。

めざす指標

指標名		現状 (令和7年度)	目標数値 (令和10年度)	目標数値 (令和12年度)
総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいると思う児童生徒の割合 【全国学力・学習状況調査】	小	83%	88%	93%
	中	80%	85%	90%

主な取組

1. 総合的な学習の時間を中心とした「探究的な学び」の実践

年間指導計画の作成や、教科横断性を意識したカリキュラム・マネジメントの推進にあたっては、各校の実情を十分に把握しながら、令和6年度に策定した、「門真市探究的な学び3ヶ年プラン」を念頭に置き、各校が生活科や総合的な学習の時間における授業づくりを計画的かつ着実に実施できるよう支援していきます。

また、「探究的な学び」に対する理解を教職員自身が深め、実践経験を積み重ねていくことが重要であると考えます。そのため、子どもたちだけでなく教職員も継続的に学び続けられる環境を整えることをめざし、市内の実践事例を共有・参照できる仕組みづくりを進めていきます。これにより、各校における授業改善や教育活動の質の向上を図り、「探究的な学び」のさらなる充実につなげていきます。

2. 問題発見・解決能力の育成

児童生徒が世の中の課題に主体的に関わり、自ら問いを立て、探究的に課題を解決する力を育むことは、将来的な自立につながる重要な要素です。そのため、子ども自身が自ら問いを立てる力や、自分の疑問や関心から課題を見つける習慣、多角的な視点で物事を考える力を育成することをめざし、日頃から探究サイクルを意識した授業づくり・学校づくりを推進します。

日々の学びにおいては、失敗や試行錯誤の体験などのプロセスを重視し、振り返りを通じて自らの成長を実感できるような探究プログラムの構築を図ります。こうしたプログラムは、地域や企業と学校が連携してカリキュラムを設計することで、より実社会とのつながりを持った学びを実現します。また、ICTを活用した情報整理や共有を可能にする環境の整備を進め、授業支援ソフト等の活用を通じて、探究的な学びを支えるICT環境の充実を図ります。

3. 学校外の教育力を活かした実践の推進

探究的な見方・考え方の醸成に向けては、実社会・実生活に根ざした課題を探究する学びが不可欠であり、子どもたちが生活する身近な地域をフィールドとした実践的な活動が重要となります。

そのためには、保護者をはじめとする地域人材、地元企業・団体、市役所の各部署との連携に加え、大学やコミュニティ・スクールの活用など、学校外からの協力体制の構築が不可欠です。教育委員会としては、学校と地域社会との連携を円滑に進めるための窓口を設置し、連携・協働の推進を図ります。

また、こうした探究学習の成果や途中経過については、各校において子どもたちが主体的にアウトプットする機会を設け、連携・協力いただいた地域の方々からのフィードバックを受ける場の創出に努めます。さらに、地域メディアやSNS等を活用して取り組みを広く紹介することで、地域とのさらなる交流の機会を広げ、学びの社会的意義を高めていきます。

4. 読書に親しむ機会の充実

子どもの読書習慣の定着に向け、読書週間の設置、ビブリオバトルや朝読書の実施、学校図書館司書との連携による授業づくりなど、各学校において児童生徒が読書に親しむための工夫を凝らした取組を進めます。

施策の方向性（3） 学び続ける教職員の育成

現状と課題

「子ども主体の学び」や「探究的な学び」の実現に向けた授業改善を進めるためには、教職員一人ひとりの授業力向上と、それを支える校内組織の研究体制の整備が不可欠です。

令和4年（2022）文部科学省答申総論においては、「4.（1）『新たな教師の学びの姿』の実現」において、個別最適な学びや協働的な学びの充実を通じて「主体的・対話的で深い学び」を実現することは、児童生徒のみならず教師自身にも求められる命題であるとされています。すなわち、教師の学びの姿は、子どもたちの学びの相似形であり、教師自らが問いを立て、実践を積み重ね、振り返り、次につなげていく探究的な学びを、研修実施者及び教師自身が主体的にデザインしていくことが求められています。

また、主体的に学び続ける教師の姿は、児童生徒にとって重要なロールモデルとなり得るものであり、「令和の日本型学校教育」の実現に向けては、子どもたちの学び（授業観・学習観）の転換とともに、教師自身の学び（研修観）の転換が必要であるとされています。環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続ける姿勢を持ち、子ども一人ひとりの学びを最大限に引き出す伴走者としての役割を果たす教師が、一人でも多く教壇に立つことが期待されています。そして、時代や社会の変化に対応しながら、誰一人取り残されることなく、誰もが自分らしさを大切にしながら学ぶことができる教育の実現をめざすものです。

門真市においては、これまでも各種担当者対象の市主催研修、先進校視察、全教職員対象の教育フォーラム等を実施し、教職員の学びの機会を提供してまいりました。今後はさらに、教職員一人ひとりが主体的に学び続けることが求められており、そのためにも、継続的かつ多様な学びの場を提供する体制を図っていきます。

めざす指標

指標名	現状 (令和7年度)	目標数値 (令和10年度)	目標数値 (令和12年度)
教職員間で相互に学び合う雰囲気が醸成されており、研修等で学んだ成果が共有され教育活動に生かされていると思う教職員の割合 【学校教育診断】	85%	90%	95%

主な取組 //

1. 校内研修の充実

教員が学び続けるためには、まず勤務校において教員同士が互いに学び合う環境の整備が不可欠です。そのため、校内研究のさらなる充実を図るべく、対話を軸とした研修手法の普及等について、指導主事による伴走支援を実施します。

また、学校組織としての研究体制の構築を重視するとともに、校内研修の時間を確保するため、市主催研修については内容の精選を行い、各校が計画的に校内研修を実施できるよう配慮します。

これらの取組により、教職員が日常的に学び合い、実践を振り返りながら授業改善を継続的に進めることができる環境の整備をめざします。

2. 教職員研修の充実

多様化・複雑化する教育課題に対応し、質の高い教育の実現を図るためには、教職員の専門性及び資質・能力の向上が不可欠であり、そのための「研修観」の転換を推進していきます。「子ども主体の学び」や「探究的な学び」を実践する力を育むためには、従来の一方向型・講義中心の研修から脱却し、教職員同士の対話や協働を重視した、参加型・協働的な研修内容の充実が求められます。

また、校内における授業改善や教育課題の解決に向けては、教職員間の対話と学び合いの文化を醸成する、質の高い研修の実施が重要です。こうした研修を通じて、教職員が主体的に課題に向き合い、実践と振り返りを繰り返す探究的な姿勢を育成します。

さらに、小中連携を図る中学校区ごとの取組や、教科を超えた対話・交流を通じて、校種間の「縦」のつながり、教科間・校内間の「横」のつながりを一層強化し、実効性のある研修の展開を進めてまいります。

3. 市教委による伴走支援

各校の管理職や教職員が、学校の状況や教育課題をどのように捉えているかを的確に把握するため、教育委員会では対話を通じた丁寧な聴き取りを行い、必要な支援メニューについて協議を重ねます。その際には、授業づくりや研修づくりに関する支援に加え、教職員間の同僚性を高めるためのチームビルディング等も含め、各校が主体的に課題解決に向けて必要な手立てを分析し、優先順位を付けながら計画的に実施できるよう、伴走型の支援を行います。

これにより、学校ごとの実情に応じた柔軟かつ効果的な支援体制を構築し、教職員の協働による学校づくりを促進してまいります。

施策の方向性（４） 自分の将来を描ける力の育成

現状と課題

学習指導要領では、「児童生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要として各教科等の特性に応じて、キャリア教育の充実を図ること」と明記されており、学校の教育活動全体を通じて、キャリア教育に取り組むことが求められています。

門真市においても実社会とのつながりを実感できるよう、地域や企業と連携した探究学習をはじめ、中学校区におけるめざす子ども像の検討・作成、中学校区のキャリア教育全体指導計画の作成などの取組を進めてきました。しかし9年間の系統性の意識が十分に浸透できていないといった課題もあり、小中一貫した教育活動の中で系統的なキャリア教育に取り組むことが必要です。

めざす指標

指標名		現状 (令和7年度)	目標数値 (令和12年度)
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 【全国学力・学習状況調査】	小	83.2%	85.1% (全国平均+2%)
	中	63.0%	67.5% (全国平均)

主な取組

1. キャリア教育の推進

子どもたちが自分らしい生き方を見つけることができるよう、就学前教育との連携も含めキャリア教育でつきたい力や実践方法等を示す「門真市キャリア教育指針」に基づき体系的かつ系統的に基礎的・汎用的能力の育成に向け、子どもたちの中学校卒業後を見据えながら、9年間を見通したキャリア教育を進めます。

また、確実な実践に向けて各学校に発信し具体的な実施事例を示すなど、推進に向けた取組を進めます。さらに、児童生徒が夢や志をもって将来の生き方や生活を考え、生涯にわたって学び続ける意欲を維持する基盤を構築できるよう、キャリア・パスポートを効果的に活用します。

2. 子どもの学ぶ意欲の向上に向けた取組

学びの意味を実感することができるよう、地域や企業・大学等と連携した体験活動や職業講話等、今の学びが将来の生き方や社会とのつながりに関係していることを実感できるよう取組を進めます。

また、自ら問いを立て、調べ、発表する過程を大切にすることで学習に対する目的意識や達成感を高めます。このように学びの意味や目的を見出せる機会を設け、子どもの学ぶ意欲の向上につなげます。

施策の方向性（５）すべての子どもの人権が尊重される学校づくり

現状と課題

人権諸課題についての正しい知識、自他の人権を尊重する態度と実践力を身につけた子どもの育成をめざし、関係機関との連携や教職員の人権感覚の向上を図るとともに、各学校において人権教育教材・資料や視聴覚教材の活用、当事者の外部講師への招聘など、体験を通じた人権教育を推進してきました。

門真市には、さまざまな国につながるのある子どもたちが多く、小・中学校合わせて180名を超える日本語指導が必要な児童生徒が在籍している状況です。また、いわゆる「性的マイノリティ」とされる子どもたちや、その他さまざまな背景を持つ子どもたちも在籍していると考えられます。

すべての子どもたちが自らのアイデンティティを大切にしながら、自分と異なる文化や性の多様性を尊重し、ともに生きていこうとする豊かな人権感覚の育成が望まれます。

めざす指標

指標名		現状 (令和7年度)	目標数値 (令和12年度)
自分には、よいところがあると感じる児童生徒の割合 【全国学力・学習状況調査】	小	86.6%	86.9% (全国平均)
	中	81.0%	86.2% (全国平均)

主な取組

1. 人権教育の推進

すべての学校において、教職員人権研修を実施して教職員の人権感覚と指導力の向上を図るとともに、門真市人権教育研究協議会とも連携しながら、各種人権課題に関する授業研究や実践報告を行うことを通して、人権感覚が豊かで、共生社会の担い手となる子どもを育成します。

また、人権教育担当者を中心に、各学校の人権教育の全体計画及び年間指導計画を新たな人権課題も踏まえて見直すとともに、教職員の共通理解のもと、学校組織としての取組を推進します。

2. 多文化共生教育の推進

日本語指導が必要な児童生徒に対して、特別の教育課程を編成して個々の日本語能力に合わせた指導を行うことで、学校生活への適応や学力の向上を支援します。

門真市在日外国人教育推進協議会と連携しながら、諸外国につながるのある子どもたちが、母国の文化や言語を学んだり発表したりする機会を持つことで、すべての子どもたちが、世界の様々な民族があることや歴史や文化の多様性を学び、互いに認め合いながら生きていく力を高めるための教育を推進します。

3. 世界に関心を持つ機会づくりや海外の子どもたちとの交流の機会づくり

小・中学校においては、ALT（外国語指導助手）を効果的に活用するとともに、日常的な場面を想定した授業内容の工夫を通じて、児童生徒が幅広いコミュニケーション能力を身につけることができる授業づくりに取り組みます。

また、大学生や留学生との交流を図るほか、世界の文化に触れる活動を教育課程の中に位置づけることで、子どもたちが国際社会への関心を高め、視野を広げることができるような取組を推進します。

4. ジェンダー平等教育の推進と性的マイノリティの子どもへの対応

性別に関わらずすべての児童生徒が個性と能力を十分に発揮することができるよう、教職員の男女共同参画に関する理解を深めるとともに、各学校のジェンダー平等教育担当を中心に学校生活のあらゆる機会を通してジェンダー平等に関する適切な知識や態度の指導を行います。また、門真市人権教育研究協議会とも連携しながら、ジェンダー平等教育に関する授業研究や実践報告を行うことを通して、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度等の課題を理解することを推進します。

校内研修を実施することで「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対しては、一人ひとりに配慮した対応を行うとともに、すべての児童生徒へ性的指向及び性自認についての正しい知識や配慮についての理解を深めます。

施策の方向性（６） 発達支持的生徒指導の推進

現状と課題

門真市では、平成27（2015）年度より、事後指導や課題対処を中心とした従来の生徒指導体制を見直し、すべての児童生徒の自己実現を目的に、子どもの自己指導能力を育成することで、結果的に問題行動の抑制をめざす「門真市開発的生徒指導」を推進してきました。これにより、児童生徒との信頼関係の構築や、教職員が受容的、共感的に傾聴する意識、できる・分かる・認められる経験を積み重ねる中で児童生徒の自尊感情を向上させることの重要性への理解等、生徒指導関連の取組は大きく向上しました。

令和4（2022）年度に生徒指導提要が改訂され、特に発達支持的生徒指導の重要性が示されました。これは、すべての児童生徒を対象にすべての教育活動において進められる生徒指導の基盤であり、児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程を学校や教職員が支えていく、というもので、門真市が推進してきた門真市開発的生徒指導における「信頼関係の構築」「受容と共感」「自尊感情の向上」などとも親和性の高いものです。

一方で、門真市開発的生徒指導は導入から10年が経過し、社会情勢の変化等も見られることから、その趣旨や実践内容は継承しながら、今後は発達支持的生徒指導をはじめとした改訂版生徒指導提要が示す生徒指導を推進していくことが重要です。加えて、この間、教職員の退職・新規採用により入れ替わりも多いことから、これまでの門真市開発的生徒指導で推進してきたこと、これからの発達支持的生徒指導で推進することを理解し、適切に取り組んでいけるよう、改めて周知していく必要があります。

めざす指標

指標名		現状 (令和7年度)	目標数値 (令和12年度)
先生はよいところを認めてくれていると思う児童生徒の割合 【全国学力・学習状況調査】	小	93.8%	100% (児童生徒全員)
	中	95.2%	100% (児童生徒全員)

主な取組

1. 発達支持的生徒指導の推進

すべての児童生徒を対象とし、日々の挨拶、声掛け、励まし、賞賛、対話、授業や行事等を通じた個や集団への働きかけのすべてが生徒指導である、という視点のもと、児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程を学校や教職員が支えていく発達支持的生徒指導を推進し、児童生徒一人ひとりの個性の発見とよさや可能性の伸長、社会的資質・能力の発達を支え、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現をめざします。

2. 自尊感情の育成

学校生活において、子どもの「出番・役割・承認」を意識した取組を続けるとともに、発達支持的生徒指導の視点をふまえた肯定的なかかわりを教職員が行うことで、児童生徒が自尊感情を高め、自己肯定感や自己有用感を高める取組を推進します。また、各学校での取組事例や実践を研修の場等で共有し他校にも広めます。

3. 非認知能力の育成

変化の激しい社会を生き抜くためには、将来の自立や学び続ける姿勢の基盤となる非認知能力の育成が極めて重要です。非認知能力として挙げられる「自らを高める力」「自分と向き合う力」「他者ともつながる力」などについて、発達支持的生徒指導のもと、子どもの意識と行動の習慣化を狙い、日々の授業や学校行事をはじめ、学校教育全体を通じて非認知能力の育成に取り組めます。

施策の方向性（７） 「ともに学び、ともに育つ」学校づくりの推進

現状と課題

門真市では、国が進めるインクルーシブ教育システムの構築に向けて、障がいのある子どもも地域の学校で安心して学ぶことができるよう、支援学級や通級指導教室、通常の学級といった連続性のある「多様な学びの場」の整備を進めてきました。

今後は、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもたちが学校生活において「個別最適な学び」を選択できているかという視点をもちながら、「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに推進していく必要があります。そのためには、子ども一人ひとりの障がいの状況や特性及び心身の発達段階等を的確に把握し、具体的にどのような指導内容や、教育上の合理的配慮を含む支援が必要とされるかを組織的に検討できる体制づくりが重要となります。また、障がいのある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、社会参加することができるよう、今後も適切な人材配置や関係機関と連携した支援を行うことが重要です。

めざす指標

指標名	現状 (令和7年度)	目標数値 (令和12年度)
支援を必要とする子どもに対して、学校体制として適切な支援・指導ができるよう話し合いや役割分担が行われていると思う教職員の割合【学校教育診断】	88%	95%

主な取組

1. 校内支援体制の充実

各校の校内委員会において、支援教育コーディネーター、支援学級担任、通級指導担当、生徒指導担当等を中心に、必要に応じて関係機関との連携を図りながら、障がいのある児童生徒一人ひとりの実態把握を行い、教育的ニーズをふまえた適切な支援内容を検討できる体制の整備に努めます。その際、門真市リーディングチーム及び地域支援リーディングスタッフによる巡回相談及び校内研修等の活用を促します。

2. 就学相談・就学支援の充実

市教育委員会主催の保護者等を対象とした就学説明会及び就学に係る個別相談会を実施し、できるだけ早期に就学に関する適切な説明及び情報提供を行います。関係機関と連携し、教育的ニーズの把握及び整理を行い、その上で学校見学や学校相談会を実施します。本人及び保護者の意見を最大限尊重しつつ、教育的ニーズと必要な支援についての合意形成を図り、適切な就学先を決定します。

また、就学支援委員会を実施し、医療や心理、福祉等の専門的な視点から「学びの場」の検討や就学に際する支援及び配慮等の助言を行います。

3. 支援教育に係るサポート人材の活用

通常学級に在籍している支援を要する児童生徒及び「交流及び共同学習」として通常の学級で学ぶ支援学級在籍児童生徒の学びの充実のため、支援教育支援員を配置します。

また、生活介助や学習介助が必要な児童生徒の学びの充実のため、必要に応じて介助員を配置します。介助の対象となっている児童生徒の宿泊学習に際して、ツアーヘルパーを派遣したり、車いす等を利用している児童生徒が校外学習「リフト付きバス」を利用できるようにしたりするなど、様々な学習の機会を保障するとともに、安全で安心できる活動環境の整備を図ります。

さらに、医療的ケアが必要な子どもが、地域の学校で安心して学ぶことができるよう安定的な学校看護師の配置・派遣を継続します。

これらのサポート人材の専門性向上を図るため、門真市リーディングチーム及び支援学校リーディングスタッフと連携しながら、定期的に研修会を実施します。

施策の方向性（８） 特別の教育課程を編成した指導の充実

現状と課題

近年、支援を要する子どもが増加し、教育的ニーズも多様化しているため、一人ひとりの障がい等に応じた指導の充実が求められています。そのため、「学びの場」である支援学級、通級指導教室において、子どもたちが何を学び、どのような力をつけていくのかを見据えた教育活動・環境整備等を進めていくことが重要です。

また、外国につながりがあり、日本語指導を必要とする児童生徒が年々増加してきており、少数言語使用者も点在しています。児童生徒の言語レベルや言語状況の多様化もあり、在籍校の担任だけでなく、日本語指導対応教員、自立支援通訳者等が連携しながら切れ目のない指導体制を構築する必要があります。

このように、多様な教育的ニーズがある子どもへの義務教育９年間とその先の社会的自立を見通した「特別の教育課程」の編成及び実施をより一層充実させることが求められています。

めざす指標

指標名	現状 (令和７年度)	目標数値 (令和12年度)
特別の教育課程の編成が必要な児童生徒のうち、個別の指導計画を作成している割合 【教育委員会調べ】【維持指標】	100%	100%

主な取組

１．支援学級における一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

支援学級に在籍する児童生徒の障がいの状況や発達段階等を考慮のうえ、必要に応じて、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、支援学校の各教科の内容に替えたりするなど、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育課程を編成します。

また、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るため、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に基づいた自立活動の指導を充実させます。

さらに、障がいの状況や特性等に応じた学びの場を整備するため、スケジュールの提示や視覚的支援の活用等を含む、構造化及びユニバーサルデザイン等の視点から教室環境づくりを行います。

これらの取組を行うにあたって、支援学校リーディングスタッフ及び門真市リーディングチームによる教育相談、言語聴覚士や理学療法士等による訪問相談等を実施し、支援学級に在籍する児童生徒への指導・支援の充実を図ります。

2. 通級による指導の充実

通級による指導においては、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、自立活動の内容を参考にしながら具体的な目標や内容を定めて指導を行います。

また、通級指導教室での学びを通常の学級で十分に発揮し、「個別最適な学び」を主体的に選択できるよう、学級担任や教科担当等と密な連携を行います。

さらに、通級指導担当教員の発達障がいや自立活動等に係る専門性向上に向けた研修の機会を充実させ、継続的な資質及び能力の向上を図ります。

3. 日本語指導の推進

日本語指導が必要な児童生徒に対して、「個別の指導計画」を作成し、より効果的な日本語指導を切れ目ない体制で実施します。また、各学校の日本語教育の充実を図るために作成した「日本語指導が必要な児童生徒の指導・支援 ハンドブック」を活用し、日本語指導における学校体制の支援に取り組みます。

自立支援通訳を、必要に応じて市内小・中学校に派遣し、渡日児童・生徒に対して通訳対応から、日本語指導補助や学習指導補助、アイデンティティの保持や母文化学習の支援等を実施します。

施策の方向性（９）いじめ防止への取組と不登校児童生徒への支援の充実

現状と課題

いじめは、いじめを受けた児童生徒の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

門真市では、平成25（2013）年の「いじめ防止対策推進法」や平成29（2017）年に改訂された「国のいじめ防止等のための基本的な方針」をふまえて平成31（2019）年に策定した「門真市いじめ防止基本方針」をもとにいじめ防止対策に向けた取組を推進し、教職員のいじめに関する意識は向上してきました。また、法で定められているいじめの定義や認知、適切な初期対応等について研修を通して教職員の理解を進めています。

一方、いじめの重大事態につながる事例もあり、今後さらなる防止に向けた啓発・取組が必要です。また、児童生徒の生活環境の変化によりいじめの問題も多様化しており、SNS等による周囲からは見えないいじめも多く発生しているため、家庭や警察等の関係機関と連携した防止対策も必要です。

次に、門真市における不登校児童生徒は年々増加傾向にあり、年間90日以上欠席する児童生徒も多く、長期化・固定化の傾向が顕著です。その背景には、学校生活への意欲の低下や生活リズムの乱れといった内面的・生活習慣的な要因が多く見られます。加えて、心理的要因も影響しており、複合的な支援が求められています。

こうした課題に対して家庭や関係機関等と連携し、適切な支援体制を構築することが求められますが、組織的・実効的な取組には課題が残されています。

今後、各校において、安全・安心で居心地の良い環境整備や魅力ある学校づくりをめざし取組を推進するとともに、より一層、教職員が共通の認識と目標を持ち、一貫した指導・支援を行う体制の強化や、個別最適な学びや探究的な学びの充実等を通じて、子どもたちの意欲を高めていくこと等が求められます。また生活習慣の改善に向けた啓発活動や家庭との連携など、より効果的な取組の充実をめざしていく必要があります。

めざす指標

指標名		現状 (令和7年度)	目標数値 (令和12年度)
困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると思う児童生徒の割合 【全国学力・学習状況調査】	小	84.3%	100% (児童生徒全員)
	中	81.7%	100% (児童生徒全員)

主な取組

1. 教育支援センター「かがやき」、校内教育支援ルーム等の充実

不登校児童生徒への切れ目ない支援をめざし、教育支援センター「かがやき」の機能強化と校内教育支援ルームの全校設置をめざします。教育支援センター「かがやき」については個別支援シートを作成し、より一人ひとりに応じた支援と社会的自立の促進を図ります。加えて通いやすい教室となるよう運営方法等の見直しを行います。

校内教育支援ルームでは、安心して過ごせる居場所の創出と自主的な活動の促進等について、実現をめざします。さらに、ICTを活用した学習環境を整え、児童生徒の学びの継続を支援します。

2. 情報モラル教育の推進

児童生徒が一人一台端末を使った学習を進める上で、インターネット等における情報を適切に読み解き利用できるメディア・リテラシーの育成など、ICTを様々な活動や学習に正しく活用していくための取組を推進します。

また、インターネット上のコミュニケーションの特性を理解し、ネットワーク上のルールや個人情報、プライバシー等、情報機器を活用する上で必要な知識を身に付けるため、専門家と連携した取組を推進します。

3. いじめ防止に向けた取組

いじめを未然に防ぐため、教職員に対して法の定義を含めた知識・理解を深めるために研修を実施し、いじめの未然防止や早期発見・対応に向けた取組を進めます。児童生徒に対しても、いじめに関する理解を深める機会を作り、SOSの出し方等についても学ぶ機会を確保します。

取組を推進するため、関係機関との連携を図り、「門真市いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、いじめの防止についての意見交換や情報提供等を行います。

また、いじめを認知した際は適切に対応し、いじめが生じた際の指導にとどまらず、継続した見守りと支援を行うよう教職員に周知し、いじめ問題の重篤化を防ぎます。

4. いじめに関する相談窓口の設置

各校で児童生徒が相談しやすい窓口を引き続き設置するとともに、教員の相談スキルの向上や様々な相談窓口の周知などを進めます。

また、いじめに関して道徳を含むすべての教科における取組を通して、児童生徒が相談しやすい学校環境を整えます。

施策の方向性（10） 健康な心と体を作るための取組の推進

現状と課題

社会の変化が激しい時代において、子どもたちが心身ともに健やかに成長していくためには、学校教育活動全体を通して、生命の尊さの理解や、健康に関する正しい知識や習慣を身に付けることが大切です。

そのため、門真市においては、自らを大切にし、他者を思いやる心や態度、善悪の判断、また、何よりも命はかけがえないものであることなど、子どもたちの道德感を育む必要があると考えています。

また、心の健康とともに、体の健康を維持・向上するためには、食に関する正しい知識や望ましい生活習慣を身に付けることが必要です。門真市においても、「朝食を毎日食べている割合」が全国や大阪府と比較すると低い傾向にあることから、食に関する啓発・指導を今後も強化していく必要があります。

食に関する指導を効果的に行うことができる重要な場の一つである学校給食については、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することが重要であることから、本市では「安全でおいしい手作り給食・環境にやさしい給食・地域に根差した給食」を目標に各学校内の給食室で調理する自校方式にて出来立ての温かい給食を提供しています。

近年の急激な物価高騰による食材確保への影響をはじめ、増加する食物アレルギーへの対応、施設の老朽化など給食運営を取り巻く環境はますます複雑化していますが、学校給食の果たす役割を十分認識し、将来にわたり、安全で安心なおいしい給食を安定的に提供できるよう取組みを進めて行く必要があります。

めざす指標

指標名		現状 (令和7年度)	目標数値 (令和12年度)
朝食喫食率 【全国学力・学習状況調査】	小	90.5%	94% (全国平均)
	中	85.1%	91% (全国平均)

主な取組

1. 自他の命を大切にする心と態度を育む教育の推進

児童生徒が様々な体験や人とのかかわりを通して、自分自身の命も他者の命もかけがえないものであることを実感し、それを尊重する心と態度の育成を図るため、自己肯定感の醸成や共感性の育成、規範意識の涵養、レジリエンスの向上などの取組を実践します。

また、薬物や性被害など、児童生徒に起こりうる危険性や自身を守るための知識を身につけることができる教育を推進し、児童生徒が現在又は今後起こり得る危機的状況に対して適切な援助希求行動ができるように取組を推進します。

2. 食育の推進

市内全小・中学校において、「食に関する指導全体計画」を作成し、食育に関する栄養教諭による授業や指導案の充実などを通して、系統的・組織的な食育を推進します。

また、子どもたちが自ら献立を考え、調理し実食を行う学校給食選手権や朝ごはんレシピ集等の取組も進め、家庭との連携・協力も求めながら、食に関する関心を高めます。

3. 睡眠教育の推進

社会情勢の変化やインターネットの普及等も相まって子どもたちの生活習慣の乱れが見られる中、心身の健康と学習意欲の向上を図るために重要性が認識されている睡眠について、学校教育において子どもたちの健やかな成長と発達を支えるために、睡眠の意義や正しい睡眠習慣を身につけるための指導を推進します。

また、睡眠の乱れはスマートフォンやゲームも要因の一つであることから、家庭にも連携・協力を求めながら、睡眠の大切さに対する意識を高めます。

推進にあたっては、睡眠を含む生活習慣の改善や朝食喫食率の向上を重点項目として、すべての学校において計画的かつ組織的に推進していきます。その際は、学校長のリーダーシップのもと、保健体育や家庭科の授業を中心に据え、養護教諭や保健主事、家庭科・保健体育の担当教員、栄養教諭などと連携しながら、指導計画の作成、教材や資料の提供、校内研修の支援などを行い、各校における実践が円滑に進むよう積極的に支援していきます。

4. 家庭学習への支援

学校における学習に加え、家庭においても学習習慣の定着を図るため、「門真市学びのススメ」の内容を現在の教育課題や子どもたちの実態に即したものとなるよう見直しを行います。その上で、家庭学習の意義や実践方法を明示し、保護者に対して周知を行うなど、家庭学習を着実に進めるための支援を行います。

5. 安心・安全な給食の提供

栄養教職員と連携し、地域の特性を活かした給食提供を行うとともに、給食調理員への衛生管理マニュアルや調理マニュアル、アレルギー対応マニュアルの遵守徹底を行い、引き続き安全・安心な給食を提供します。

基本施策２ | 学びを支える環境づくり

施策の方向性（１） 専門家と連携した学校体制づくり

現状と課題 //

児童生徒の抱える多様な課題に対応できるよう教職員一人ひとりの資質能力を向上させることに加え、教職員だけで抱え込まず、関係機関や専門職と連携して対応する学校体制づくりが進められています。各校において、ＳＣ（スクールカウンセラー）やＳＳＷ（スクールソーシャルワーカー）を積極的に活用し、個別支援や教職員への助言を行う取組を推進しています。また、学校全体で組織的に課題を共有・対応するため、生徒指導担当や支援コーディネーター等を中心に校内支援体制の強化や、定期的なケース会議の実施も進んでいます。

一方、校内での情報共有や役割分担の明確化、支援に関わる教職員のスキルや意識の差といった課題が残っており、加えて、情報の一元管理や迅速な共有のためにＩＣＴの活用をより効果的に進める必要があります。効率的かつ効果的な学校をめざすためにも、校長のリーダーシップによる学校運営が求められています。

めざす指標 //

指標名	現状 (令和６年度)	目標数値 (令和12年度)
方針等が学校全体で共有され、目標の達成に向けて教職員が一丸となって取り組んでいると思う教職員の割合 【学校教育診断】	86.0%	100% (教職員全員)

主な取組 //

１．PDCAサイクルに基づく学校経営

校長のリーダーシップのもと、企画会議等を有効に活用し、効率的かつ効果的な学校をめざします。学校運営に経営的観点を取り入れるため、めざす学校像の実現に向けた具体的な取組内容を定めた学校運営に関する方針を各学校において策定し、教職員が一丸となった組織的な取組を推進するとともに、PDCAサイクルを活用した見直しを行うなど、教育活動の改善を図ります。また、学校長の組織マネジメント力の向上をめざし、管理職研修の充実に努めます。

2. 子ども悩み相談サポート事業の実施

不登校やいじめ、暴力行為等、複雑化する生徒指導上の課題に対応するため、カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、精神科医、弁護士等で構成する「子ども悩み相談サポートチーム」を設置しています。児童生徒やその保護者からの悩みの相談に応じるだけでなく、スクリーニング会議やケース会議等に参画し、児童生徒への支援方針の検討を行います。

また、学校の組織的支援体制に対する助言や、教職員の理解促進も担い、多職種による包括的な支援体制の充実を図ります。

3. 専門家と連携したサポートの推進

学校を中心に、各種専門家や関係機関がそれぞれの専門性を活かしながら、連携して対応し、包括的な支援体制を構築します。

子ども悩み相談サポートチームに加え、福祉部局、医療機関、警察等との連携をさらに強化し、児童生徒の抱える課題に応じた適切な支援につなげるとともに、支援の方向性を協議することで、複雑なケースにも継続的かつ多面的に関わる体制の充実を図ります。

4. 市立図書館との連携

市立図書館職員・司書による学校訪問を行うとともに、市立図書館司書と司書教諭、図書担当教諭、学校図書館司書の連携を深めるため、学校図書館の運営・活用に関する研修や交流を行います。また、児童生徒の読書意欲を高める取組として、夏休みの学校図書館司書による司書イベントを行うなど、市立図書館と連携した読書に触れる機会の充実に取り組めます。

施策の方向性（２） 教職員の人材育成と授業力の向上

現状と課題

学習指導要領では、「児童生徒が学ぶことの意義を実感できる環境を整え、一人ひとりの資質・能力を伸ばせるようにしていくことは、教職員を含め学校関係者等に期待される役割である。」とされ、その役割を実現するためにも、教職員の自己研鑽が求められています。

門真市の人材育成としては、学校現場でのＯＪＴ(on the job training)を中心に、国が主催する中央研修や大阪府主催研修も活用しながら、地域的な課題については教育委員会主催の研修を実施し、門真市教職員人材育成指標に合わせた人材育成を行ってきました。また、教職員の自主的で主体的な自己研鑽の姿勢を支えるため、ニーズに応じた研修も実施しています。

そんな中、学校現場には経験豊富な教職員が減り、若手や経験の浅い教職員が約半数を占める状況の中、各学校には学習指導要領に則った改善やＩＣＴ機器のこれまで以上の活用、生活指導など授業内外を問わず幅広い対応が求められ、学校現場においてはＯＪＴが機能しづらくなっている現状があります。

めざす指標

指標名	現状 (令和６年度)	目標数値 (令和12年度)
年齢や経験年数に伴って自らの成長が感じられ、意欲的に業務に取り組めるとする教職員の割合 【学校教育診断】	83.0%	100% (教職員全員)

主な取組

１．社会の変化に対応した教職員の資質向上

これからの門真市の教育を担う教職員が、急速に変化する社会や多様化する子どもたちのニーズに柔軟に対応できるよう、専門性と実践力の向上を図ります。そのために、学習指導要領の理解を深める研修や、ＩＣＴの効果的な活用を含む授業力向上研修を体系的に実施します。

また、先進的な教育実践を行う学校への視察、専門講師による校内研修、外部機関主催の研修への積極的な参加を推進し、各校の特色や課題に応じた研修の充実を図ります。

2. 組織的・継続的な人材育成

社会の変化や教育課題の多様化に柔軟に対応できる「主体的に学び続ける教職員」の育成を重視し、組織的・継続的な支援体制の整備を進めます。そのため、教職員のキャリアステージに応じた系統的な指導・支援体制を構築するとともに、教育委員会事務局に次世代の教育を担う人材の育成機能を強化します。

人材育成に当たっては、「門真市教職員キャリアステージ別人材育成指標」に基づいた取組を着実に推進し、評価育成システム等の人事評価制度を活用することで、一人ひとりの能力・業績を的確に把握・評価し、教職員の資質と意欲の向上につなげていきます。

3. 教職員の綱紀保持の徹底・ハラスメントの未然防止

教職員にあっては、公教育の場において児童生徒や保護者の信頼を損なうことの無いよう、厳正な職務規律を保つことが必要であるため、新規採用職員や臨時的任用職員等に対して服務規律についての理解を深める研修を実施するとともに、服務規律・綱紀保持に係る情報提供を繰り返し行い、各学校で実施される研修の充実に努めます。

「学校における各種ハラスメントの防止及び対応に関する指針」に基づき、ハラスメントに関する全教職員の理解を深めるために必要な取組を推進します。また、管理職を含む全職員が被害の対象となる可能性があることも踏まえ、ハラスメントの発生防止に向けた組織的な取組を進めるとともに、学校の人間関係や職場環境が良好となるような取組を支援します。

ハラスメントに関する問題に迅速かつ適切に対応するため、学校内の相談窓口には管理職及び一般教職員を複数名配置して教職員へ周知するとともに、必要に応じて教育委員会や専門機関とも連携しながら解決に当たります。相談者のプライバシーにも十分配慮しながら、聞き取り等の必要な調査を行い、相談者へのケアや加害者への指導等、適切な対応を行います。また、大阪府教育庁が実施している職場におけるハラスメントについての専門相談窓口も教職員へ周知し、教職員が相談しやすい環境づくりを進めます。

4. 支援教育研修の充実

一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を進めるためには、すべての教職員が支援教育に関する専門的知識やスキルを向上させる必要があります。支援を必要とする子どもの理解や対応、教育課程、環境整備、自立活動の指導、進路、関係機関との連携など、多岐にわたる専門的知識やスキルの向上のため、地域支援リーディングスタッフや門真市リーディングチーム等を活用し、各学校における研修や、支援教育コーディネーター、支援学級担任、通級指導担当、支援教育支援員、介助員等への研修を実施します。

施策の方向性（３） 教職員の働き方改革の推進

現状と課題

将来の予測が困難な現代社会において、子どもたちが身につけるべき力も多様化しています。学校現場ではこれまでの学習指導のみに限らず、生成ＡＩ等の新たな技術を含めたＩＣＴの活用能力の育成、大きく変化することが考えられる子どもたちの将来の職業を踏まえたキャリア教育の実践等、前例のない教育活動を行う必要に迫られています。

また、いじめの認知件数の増加、不登校児童生徒数の増加、特別な支援を要する児童生徒数の増加等、学校の課題が複雑化・困難化していることに伴ってその対応を行う教職員の業務も増加し、極めて多忙な状況となっており、心身の健康に支障を来す教職員も数多く見られています。また、その状況が教職志望者を減少させる結果につながっているとも考えられています。

教職員の長時間勤務や高負荷となっている業務状況を改善して健康的な労働環境を確保しつつ、子どもと向き合って指導・育成を行うという本来の業務にしっかりと携われるよう、学校と市がより一層連携して働き方改革を行っていくことが求められています。

めざす指標

指標名	現状 (令和６年度)	目標数値 (令和12年度)
教職員の時間外在校等時間の月平均時間数 【門真市教育委員会調べ】	35:17	30:00

主な取組

１．多忙化解消に向けた取組

学校及び教職員が担うべき業務の整理及び見直しを継続して行い、業務の適正化に向けた取組を進めます。

また、学校サポートスタッフ等の外部人材を引き続き活用し、閉庁日の設定や学校行事の精選、教育課程編成等、学校における働き方改革を推進して教職員の事務負担軽減を図るとともに、「門真市部活動の在り方に関する指針」に基づき、中学校教職員の部活動指導業務についても削減に向けた取組を進めます。

２．事務の効率化の推進

事務作業の効率化を推進するため、校務支援システム等のＩＣＴを活用した事務の省力化に努めます。

また、共同学校事務室を基幹とする市内全体における事務の共同実施を一層充実し、業務の平準化や経験の浅い事務職員への支援体制の構築を図りながら、引き続き事務職員が学校運営に深く関わる取組を推進します。

3. 部活動地域展開の推進

少子化や教職員の働き方改革を背景に、学校と地域が連携し、子どもたちのスポーツ・文化活動の機会の確保と持続可能な運営体制の構築に努めます。

部活動地域展開の円滑な推進に向けて、地域のスポーツ・文化団体や企業等との協働体制を整えるとともに、指導者の確保・育成、活動場所の確保等を進めます。また、段階的な移行スケジュールを策定し、モデル校での実践を通じて課題を把握・改善し、全校への展開を図ります。

施策の方向性（４） 安全で快適な学校施設の整備

現状と課題

本市の学校施設においては、築50年以上経過したものが全体の約7割を占めており、全校において耐震改修工事を実施したほか、一部の学校において大規模改修工事を実施しているものの、建物の構造体のみならず、外壁をはじめ電気・機械設備や給排水設備等の経年劣化の進行により老朽化の実態は深刻な状況にあります。

厳しい財政状況の中においても計画的に学校施設の老朽化対策を進めるとともに、今後における学校施設の維持管理については、修繕を中心とした事後保全的な対応から長寿命化を目的とした予防保全的な対応へと転換していく必要があります。

また、充実した学びの機会を確保するため、電子書籍等を含めた学校図書館のICT化や学校図書館司書と連携した蔵書情報の共有など、効果のある学校図書館の整備が必要です。

めざす指標

指標名		現状 (令和7年度)	目標数値 (令和12年度)
学校体育館への空調設備設置率 【門真市教育委員会調べ】	小	0% (0校／13校)	100%
	中	17% (1校／6校)	100%

主な取組

1. 快適な学校環境づくり

児童生徒等の熱中症予防や学習環境の向上のため、学校体育館への空調設備の設置を進めるなど、より良い教育環境を実現するための計画的な施設整備を進めます。

2. 学校施設の適切な維持管理

限られた予算の中でも児童生徒の安心・安全な学校生活を確保するため、緊急性・必要性の高い修繕等については迅速に対応します。

また、老朽化が進む既存校はもとより新設校も含めて最適な状態で施設管理ができるよう、民間活力を活用した総合的かつ効果的な維持管理が期待できる包括管理手法の導入を検討します。

3. 学校図書館の充実

児童生徒が利用しやすい学校図書館とするため、全校に配置している学校図書館司書により、蔵書の配置や陳列をはじめとした児童生徒の読書意欲を高め読書に親しみを持たための工夫を積極的に行います。また、ICT機器の活用も含め、学校図書館の機能の充実に向けて取り組みます。

施策の方向性（5） 子どもたちを事故や災害から守るための取組の推進

現状と課題

児童生徒が安全に登下校できるよう、通学路点検を行い危険箇所への対応を行っているほか、交通専従員やキッズサポーターによる安全見守りを実施しています。しかしながら、まちの構造上、歩道が確保できない箇所や交通量の多い箇所などがあるほか、登下校時の不審者情報が入ってくるなど依然として危険な状況があることから、引き続きハード・ソフトの両面で児童生徒の安全を確保する取組が必要です。

また、大規模災害が想定される中、防災教育では、児童生徒が自らの安全を確保し、適切な行動を取れる力を育むことが課題です。災害時に必要な知識や技能を日常的に習得させるとともに、地域や家庭との連携を強化し、実践的な訓練を継続的に行う体制の構築が求められます。

めざす指標

指標名	現状 (令和6年度)	目標数値 (令和12年度)
事故・事件・災害等に対して迅速かつ適切な対応ができるよう、役割分担が明確化されていると思う教職員の割合 【学校教育診断】	88%	100% (教職員全員)

主な取組

1. 学校事故の防止

学校における熱中症や体育授業等における活動時・課外活動時の事故の発生を防止するため、教職員全員に対する危機管理マニュアルの徹底を図り、常に安全の視点を持った上で学校活動を行います。

2. 防災教育の推進

大規模災害の発生に備え、市危機管理課や防災の専門家を招聘した防災教育を実施します。また、大規模災害時には学校だけで児童生徒の安全を確保することが難しいことから、学校ごとに策定した防災計画に基づき、PTAや自治会等も参加可能な防災訓練を実施します。

3. 登下校時における見守り活動の推進

通学路における児童の安全確保を図るため、学校、地域、関係機関等と連携を図りながら、登下校時の見守り活動を行います。

また、これらの人的対応に加え、緊急時には児童の位置情報履歴が確認でき早期解決につなげられるIoTを活用した見守りサービスの運用も併せて実施し、引き続き児童の安全確保に取り組めます。

施策の方向性（６） 教育ＩＣＴ整備の充実

現状と課題

教育におけるＩＣＴは、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実のために必要不可欠なツールであるとともに、教員の業務負担を軽減し、働き方改革を実現する上で極めて大きな役割を果たすものとして位置付けられました。

GIGAスクール構想に基づく１人１台の端末を活用した学びの推進と教職員の働き方改革へとつなげる校務ＤＸの推進に向け、安定運用と、更なる効果的な活用、環境改善が求められています。

門真市においても、児童生徒用１人１台端末の整備、クラウドサービスの導入、デジタル教材の導入に加えて、教職員向けの校務支援システムや授業支援ソフトの導入などを実施してきました。

しかしながら、地域や学校間で活用に差が生じていることや、児童生徒が安全に学ぶための情報モラルや情報リテラシー教育の必要性、教員のＩＣＴスキル不足に加え、新たに不可欠となったネットワークインフラとして、安定稼働に向けた運用面でのＩＣＴスキルやランニングコストの確保など、課題も伴っています。

今後も教育ＩＣＴの充実を図るためには、ハード面・ソフト面・人材などの整備を一体的に取り組むことが求められます。

めざす指標

指標名	現状 (令和７年度)	目標数値 (令和12年度)
ＩＣＴに関するサポートを実施した学校数 【門真市教育委員会調べ】【維持指標】	100% (全校実施)	100% (全校実施)

主な取組

１．GIGAスクール構想１人１台端末環境の充実

GIGAスクール構想については、令和２年度の導入から概ね５カ年程度が経過し、国においても“GIGA第２期”として機器の更新と更なる推進を行う方針であり、本市においても令和７年度に１人１台の学習用端末の更新、令和７年度・令和８年度に２カ年にかけて通信ネットワーク機器の更新を行います。

今後も、利便性の向上とセキュリティ対策の両面を踏まえつつ、児童生徒が安全でかつ安定的に活用できるＩＣＴ環境整備を進め、「個別最適な学び」や「協働的な学び」の実現に寄与します。

2. 教職員を支えるICT環境整備

教職員を取り巻くICT環境の整備は、校務の効率化と教育の質の向上に不可欠です。ICT技術の急速な進展と変化を捉えつつ、適切にシステム構成の見直し及び更新を行います。

教職員のICT環境を整備することは、GIGAスクール構想の推進や教育DXの実現においても重要な要素であることから、さらなる充実に向けて取組を進めます。

3. 安定的な学校ネットワーク

学校に整備されたICT環境を、効果的に活用するためには安定したネットワーク環境は極めて重要です。

児童生徒が1人1台端末を日常的に活用し、授業中においてもデジタル教科書やオンライン教材、協働学習ツール、動画視聴などをストレスなく利用できることが求められます。

また、教職員にとっても、ICT機器がロケーションフリーに利用できる環境が整う中で、円滑な授業の実施と効率的な校務遂行の両面において、安定的なネットワークは必須の要件です。

今後も学校のデジタル化はますます加速していくことが見込まれることから、児童生徒及び教職員が学校のどこにいても、安定した通信を確保できるよう、高速かつ安定した校内LANとインターネット接続環境の確保と運用を推進します。

施策の方向性（７） 将来を見据えた新たな学校づくり

現状と課題

現代では、学び直し等を行いながら複数の人生のステージを経験するなど、柔軟で、生涯に渡って学び続ける必要がある、いわゆる「マルチステージの時代」が来ています。このような中で、これまでの教育内容に加え、子どもたち自身が自分の人生の舵取りや自分の可能性を拡げることのできるような学びの実現や学び方を身につけさせることが求められています。その上で、子どもたちが人とのつながりの中で多様な価値観に出会い、学び合う環境づくりを行うことは、将来の自分を考えるきっかけとなることや、子どもたち自身の自立にもつながると考えています。

本市においても、令和７（2025）年度に「門真市全体の学校の将来を見据えた学校再編実施方針」を策定し、令和の日本型学校教育の実現に向け、多様な学びの場や人とのつながりを創出できるよう学校再編も含めた環境整備を実施しようとしています。

めざす指標

指標名	現状 （令和７年度）	目標数値 （令和12年度）
新しい学校のあり方について、地域も含めた 検討組織の設置率 【門真市教育委員会調べ】	40%	100% （新たな学校のあり 方を検討している校 区すべてで設置）

主な取組

１．学校再編の検討

現在、本市の学校の大半が築50年を超えるなど、建替えもしくは改修が必要な時期にきています。また、学級数に目を向けても、単学級の学校が複数あるなど、子どもたちどうしのつながり（横のつながり）を創出する上でも、課題のある現状です。

令和の日本型学校教育の実現に向け、スピード感を持ちつつも、地域とともにある学校を創るため、丁寧に地域等にも説明を行いながら学校再編を進めていきます。

２．多様な学びと人とのつながりをつくる学校づくりの推進

教室には、多様な子どもたちが在籍しています。このような多様な子どもたちによりよい教育を行うためには、日々の授業づくりだけではなく、子どもたちの教育的なニーズに合った「個別最適な学び」ができる学習環境の整備や子どもたちが自分の考えや得た情報を伝え、主体性を持ち、「協働的な学び」を進めていく学習環境の整備が必要です。

また、学校は地域の人々にとっても重要な施設です。地域活動などを行う拠点としての場に加えて、災害時や非常事態時の拠点ともなります。地域のニーズや必要な機能を充実するとともに、子どもたちと地域の人々がつながる「地域とともにある学校づくり」を進めます。さらに、新たな学校づくりを通じて、学校を核としたまちのブランド力向上を推進します。

第5章

計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

2 計画の進行管理

1

【 行 】

* * * * *

* * * * *

2

3

4

[illegible][illegible]

5 門真市教育振興基本計畫策定委員会 審議經過

[illegible]

※ ****

6 諮問書

7 答申書

門真市
教育振興基本計画

令和8年3月

発行：門真市教育委員会

編集：門真市教育委員会事務局 教育部教育企画課

〒571-8585 大阪府門真市中町1番1号

T E L 06-6902-5779

F A X 06-6900-2323